

平成 22 年 6 月 15 日
入札監理小委員会
審議用資料

生鮮食料品価格・販売動向調査
民間競争入札実施要項（案）

生鮮食料品価格・販売動向調査における
民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成21年 7 月10日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された生鮮食料品価格・販売動向調査に係る統計調査関連業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1 生鮮食料品価格・販売動向調査の概要

生鮮食料品価格・販売動向調査は、生鮮野菜の小売段階における国産標準品、高付加価値品（有機栽培品、特別栽培品）、輸入品別の価格及び販売数量の動向を把握することにより、国内農業を振興するための各種施策に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

なお、平成21年調査からは、民間競争入札を実施し、民間事業者が業務を実施している。（別紙 3）

(1) 調査の対象

主要15都市に所在する生鮮野菜を取り扱っている「百貨店・総合スーパー」、「各種食料品小売業で従業者10人以上」及び「野菜・果実小売業で従業者5人以上」のうちPOSシステムを導入している店舗。

(2) 調査の規模

調査客体数：130店舗

なお、調査対象都市別の調査客体数は、「都市別調査対象数一覧表」（別紙 4）のとおりである。

(3) 調査時期

調査の期日： 毎月12日を含む週の木曜日（定休日の場合は金曜日）。

ただし、調査の期日に特売を行う品目があった場合は、品目ごとに12日を含む週のうち、調査客体が平常の価格で販売する日のいずれか 1 日を調査対象日とする。

なお、毎月12日を含む週のうち全品目が特売日でない日がある場合は、調査客体の意向により当該日を調査対象日に振り替えても良いものとする。

調査票の回収期日： 1月～3月分を3月末日、4月～6月分を6月末日、7月～9月分を9月末日、10月～12月分を12月末日

なお、調査客体の意向によっては毎月回収を行えるものとする。

(4) 調査事項

生鮮野菜21品目の国産品（国産標準品、有機栽培品、特別栽培品）及び輸入品別の販売数量及び販売金額。

なお、品目別、販売区分別の調査項目は、「調査対象品目一覧表」（別紙5）のとおりである。

(5) 調査方法

調査票を郵送又は調査員により送付し、調査客体が記入した調査票を郵送、FAX及び電子メールにより回収する方法、又は政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システムという。」）により調査票を配付・回収する方法。

2 生鮮食料品価格・販売動向調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 生鮮食料品価格・販売動向調査に係る請負業務の内容

請負業務は、生鮮食料品価格・販売動向調査における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成、調査客体への謝礼支給である（別紙3）。

ア 業務期間

平成22年11月1日から平成26年2月末日まで（平成23年1月調査分から平成25年12月調査分）とする。

イ 農林水産省からの貸与物件

(ア) 生鮮食料品価格・販売動向調査 都市別母集団名簿（以下「都市別母集団名簿」という。）

(イ) 生鮮食料品価格・販売動向調査 前年調査客体リスト

(ウ) 生鮮食料品価格・販売動向調査 照会対応事例集（以下「照会対応事例集」という。）

(エ) 生鮮食料品価格・販売動向調査 前年調査客体情報（別紙6）

(オ) 生鮮食料品価格・販売動向調査 審査事項一覧表（以下「審査事項一覧表」という。）（別紙7）

(カ) 生鮮食料品価格・販売動向調査 前年疑義照会取りまとめ表

(キ) 生鮮食料品価格・販売動向調査 前年調査票データ

(ク) 政府統計共同利用システム オンライン調査システム利用手順書(以下「システム利用手順書」という。)

(ケ) ワンタイムパスワードトークン(認証用機器)

「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワード(認証のために1回しか使えない「使い捨てパスワード」のこと。)を生成する機器。

(コ) 生鮮食料品価格・販売動向調査 オンライン調査システム操作ガイド(以下「システム操作ガイド」という。)

ウ 業務の引継

農林水産省は、本業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、民間事業者に必要な業務の引継等を行うものとする。

また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、農林水産省は8(1)の報告等をもとに次期事業者へ引継を行うものとするが、必要に応じて業務終了前に民間事業者に対し、引継に必要な資料等を求めた場合は、民間事業者は応じること。

エ 業務内容

本業務における業務内容は以下のとおりであるが、民間事業者は定期的に農林水産省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること。

本業務は、次の各工程からなる。

- ・ 実査準備(調査関係用品の印刷、調査客体の選定、調査客体への協力依頼)
- ・ 実査(調査関係用品の配付、オンライン調査システムの回答者情報登録、調査客体からの問い合わせ・苦情等への対応、調査票の回収・督促)
- ・ 審査(調査票の内容審査、調査客体への疑義照会)
- ・ 調査票データの電子化
- ・ 集計(調査票データの集計)
- ・ 第1報統計表及び報告書統計表の作成、審査
- ・ 調査客体への謝礼支給

(7) 調査関係用品の印刷(11月から12月中旬まで)

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこととする。

- ① 調査客体に配付する調査関係用品(別紙8参照)を農林水産省が提供した原稿を基に作成・印刷すること。
- ② 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した仕様、紙質、色などを使用すること。

また、見本については入札説明会において示すものとする。

- ③ 調査客体に配付する調査関係用品における本調査の実施機関名は「農林水産省生鮮食料品価格・販売動向調査事務局」とすること。

(イ) 調査客体の選定、調査客体への協力依頼(11月から12月20日まで)

- ① 民間事業者は、12月1日現在の調査客体について、調査客体の選定替えの必要の有無を判断し、継続して調査を行うと判断した調査客体に対して

翌年の調査への継続意向の確認を行い、選定替えを行う調査客体については、調査の中止の連絡を行う。

- ② 民間事業者が選定替えの必要があると判断した調査客体及び意向確認により翌年の調査への協力が得られなかった調査客体については、農林水産省が貸与する「都市別母集団名簿」を基に代替の調査客体を選定する。

また、選定した事業所に対して、調査の趣旨、調査内容等の説明を行うとともに調査への協力依頼を行う。

その際、インターネットが整備されている調査客体については、オンライン調査についても協力を求めることとし、オンライン調査を希望する調査客体があった場合は農林水産省へ連絡すること（オンライン調査への変更は、年途中からでも可能である。）

調査への協力が得られた調査客体について調査方法（郵送調査、オンライン調査システム等）を決定し都市別調査客体数を確保する。

- ③ 翌年の調査客体について、「生鮮食料品価格・販売動向調査 調査客体系リスト」（別紙9）ファイルに記入した上、電子媒体に収録し、期日までに農林水産省に提出する（本リストには個人情報が含まれるため、取り扱いに当たってはセキュリティに十分留意すること。）。

なお、調査期間中に調査の継続が困難となった調査客体については、速やかに代替の調査客体を選定し、「生鮮食料品価格・販売動向調査 調査客体系リスト」（別紙9）ファイルを収録した電子媒体をその都度、農林水産省に提出する。

- (ウ) 調査関係用品の配付（12月から1月上旬まで）

民間事業者は、選定した調査客体に対し、調査関係用品を配付する。

また、オンライン調査システムで調査を行う場合には、「システム利用手順書」に基づきID、パスワードを設定の上、「システム操作ガイド」に添付し配付する。

なお、調査関係用品の配付の方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を記述すること。

調査関係用品の配付に係る郵送料については、実費負担額を国が負担する。

- (エ) オンライン調査システムの回答者情報登録（随時）

民間事業者は、オンライン調査システムを使用する前月末日までに、「システム利用手順書」に基づき回答者情報等の登録作業（別紙10）を行う。

なお、作業場所については民間事業者が用意することとし、システム環境については、Windows Vista(SP1)、WindowsXP(SP2)、Windows2000(XP4)、Internet Explorer8、Internet Explorer7、Internet Explorer6、Adobe Reader 7.0.9以上のものを、ネットワークは、ADSL等のブロードバンド環境、固定IPアドレスを民間事業者で準備すること。

- (オ) 調査客体からの問い合わせ・苦情等への対応（随時）

- ① 調査客体からの調査内容等に関する照会に適宜回答する。

② 調査客体からの問い合わせについては、農林水産省が貸与する照会対応事例集に基づき、問い合わせ・苦情等対応マニュアルを作成し、本業務開始までに農林水産省の了解を得た上で、これにより対応すること。

③ 問い合わせや苦情等の対応状況については、「生鮮食料品価格・販売動向調査 問い合わせ・苦情等対応状況」（別紙11）に取りまとめ、期日までに第1報統計表の電子媒体と併せて農林水産省に提出すること。

また、オンライン調査システムを使用する場合の問い合わせや苦情等の対応については、農林水産省が契約後に貸与する「システム操作ガイド」に基づき行うこと。

(カ) 調査対象日、提出期限の確認

民間事業者は、調査を円滑に進めるため、調査客体に対して調査対象日及び調査票の提出期限の確認を行うとともに、調査票への記入及び提出を依頼する。

(キ) 調査票の回収・督促（年4回）

民間事業者は、調査客体に対し指定した期日までに調査票を提出するように周知、徹底を図るとともに、未提出の調査客体に対して督促を行う。

なお、調査票の回収・督促方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を記述すること。

調査票の回収に係る郵送料については、実費負担額を国が負担する。

(ク) 調査票の回収状況の管理

民間事業者は、「生鮮食料品価格・販売動向調査調査票回収・督促状況」（以下「調査票回収状況表」という。）（別紙12）を調査票の回収日、督促状況等の必要事項を記載し、調査票の回収状況を管理する（電子媒体でも可）。

なお、調査票回収状況表については、四半期毎に作成し、期日までに調査票等と併せて農林水産省に提出すること。

(ケ) 調査票の内容審査、調査客体への疑義照会（年4回）

民間事業者は、提出された調査票の内容について、農林水産省が示す審査事項一覧表（別紙7）に基づき確実に審査を行い、必要に応じて調査客体に対して疑義照会を行う。

疑義照会の結果、修正が生じた場合は調査票の内容を修正する。

また、調査票の内容審査、調査客体への疑義照会については、審査事項一覧表の他に、農林水産省が契約後に貸与する、2の(1)イ(エ)、(カ)及び(キ)も活用しながら効率的に行う。

なお、疑義照会の状況は「生鮮食料品価格・販売動向調査 疑義照会状況」（以下「疑義照会状況」という。）（別紙13）に取りまとめ、期日までに調査票等と併せて農林水産省に提出すること。

(コ) 調査票データの電子化（調査票データの報告）（年4回）

民間事業者は、審査を終了した調査票について、データを電子化する。電子化した調査票データは審査済み調査票と照合確認の上、期日までに審査済み調査票と併せて農林水産省に提出すること。

- (サ) 電子化された調査票データの集計、審査及び第1報統計表の作成（年4回）
民間事業者は、電子化された調査票データを月別・品目別に集計し、集計値については審査事項一覧表に基づき確実に審査を行う。審査終了後、第1報統計表の電子媒体を作成し、期日までに農林水産省に提出すること。

- (シ) 報告書統計表の作成・審査（年1回）

民間事業者は、1月分から12月分までの電子化された調査票データを集計し、農林水産省が示す審査事項一覧表に基づき確実に審査を行う。審査終了後、報告書統計表の電子媒体を作成し、期日までに農林水産省に提出すること。

- (ス) 第1報統計表及び報告書統計表の作成に当たっての留意点

民間事業者は、農林水産省が調査票データ、集計値等の確認を求めた場合は応じること。

第1報統計表及び報告書統計表の様式については、契約後、農林水産省から提供する様式を基に作成すること。

なお、第1報統計表及び報告書統計表の様式の見本については、入札説明会において示すものとする。

また、集計・審査方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を記述すること。

- (セ) 調査客体への謝礼支給

民間事業者は、調査客体に対し、以下の基準により謝礼を支給すること。

調査終了後速やかに、平成20年度に国が調査客体に支払った金額（調査票を回収した月数に応じ最大年間27,000円）の謝金の支払い又は謝金相当の報奨品の支給を行うこととし、実費負担額を国が負担する。

なお、年間の謝金支払額（支払件数）、報奨品支給額（支給件数）及び受領辞退客体数について、事業報告書に記載すること。

オ 情報セキュリティ管理

- (ア) 本業務の実施に当たって、情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して適正な調査情報の管理を行うこと。

なお、セキュリティマニュアルについては提案書と併せて提出し、農林水産省の審査を受けること。

- (イ) 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は契約終了時までに裁断・粉碎等により必ず廃棄すること。
- (ウ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、今後の対応方針について協議すること。

カ 納入物件（納入時期）

- (ア) 生鮮食料品価格・販売動向調査 調査客体リスト（別紙9）

（調査年前年の12月20日、調査客体に変更があった場合はその都度）

- (イ) 審査済み調査票

（1～3月分：4月10日、4～6月分：7月10日、7～9月分：10月10日、

10～12月分：調査年の翌年の1月10日）

(ウ) 第1報統計表

（1～3月分：4月22日、4～6月分：7月22日、7～9月分：10月22日、
10～12月分：調査年の翌年の1月22日）

(I) 報告書統計表

（調査年の翌年の2月15日）

なお、納入物件は電子媒体で納入し、(イ)については併せて紙媒体でも納入する。

また、農林水産省の執務用・保存用として「調査客体配付用品一覧表」（別紙8）に掲げる印刷物一式の紙媒体を印刷終了時に5セット納入する。

(2) 業務受託に関する留意事項

ア 民間事業者は、本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する保管庫、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。

イ 民間事業者は、「農林水産省生鮮食料品価格・販売動向調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。

また、民間事業者は調査客体からの調査票の返送先を自ら必ず確保するとともに、契約後速やかに、調査票の返送先を農林水産省に報告すること。

ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するために、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置すること。

担当者は業務履行時間内（平日の9:00～18:00）においては、速やかに農林水産省と連絡・調整が取れる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

エ 民間事業者が調査員による調査を実施する際には、調査員を確保するとともに、必要な研修等を実施する。

また、調査員からの疑義照会に対応出来る体制を整えることとする。

なお、農林水産省の登録調査員の利用を希望する場合には、農林水産省から登録調査員に対し民間事業者への情報提供の可否を確認するとともに同意が得られた登録調査員を紹介するが、民間事業者が雇用する調査従事者の調査活動時に起こった事故等などの補償に対しては、民間事業者の責任において対応する。

(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。

ア 本業務の実施に当たり、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、民間事業者が作成した問い合わせ・苦情等対応マニュアルに沿って

対応すること。

- ウ 一連の業務（督促業務等）を通じ、各月の基準日（第１報統計表の提出期日）における調査票の回収率が平成18年調査の実績値を基に定めた月別目標率（70％）、年間平均回収率が平成17年から平成19年調査までの実績値の３ヵ年平均である年間目標率（76％）を上回らなければならない。

なお、月別目標率を下回った月があった場合、又は、年間目標率が下回った場合は、各年ごとの事業報告書において、実績回収率が目標回収率を下回った要因について分析し報告する。

- エ 調査票、第１報統計表及び報告書統計表については報告期日までに報告するとともに、農林水産省が示す審査事項一覧表の検討項目すべてについて確実に検証を行うこと。

なお、調査票及び統計表の検証については、民間事業者は、次の（ア）及び（イ）について、農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ確実に対応すること。

- （ア） 農林水産省が調査票データ、集計値等の確認を求めた場合は応じること。
（イ） 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査客体に疑義照会を行い、修正が生じた場合は調査票の内容を修正すること。

（４） モニタリングの方法について

農林水産省は、業務の実施にあたり確保されるべき質の確保状況について、
８（１）アに示す報告及び２（１）カに示す納入物件により四半期ごとに確認する。

（５） 契約金額の支払い

- ア 契約の形態は請負契約とし、調査関係用品の配付及び調査票の回収に係る郵送料、並びに謝礼または謝礼相当の報奨品支給額の実費負担額を国が負担する。

- イ なお、調査関係用品の配付及び調査票の回収に係る郵送料、並びに謝礼または謝礼相当の報奨品支給額については、請求時に実費負担額を証明できる書類（領収書等）を添付すること。

- ウ 契約金額の支払い（実費負担分を含む。）については、落札者が決定した後、落札者と農林水産省が協議を行い当該年度の予算の範囲内で支払金額・回数を決定する。

支払いに当たり民間事業者は、８（１）アに示す報告及び２（１）カに示す納入物件や業務の完了を確認できる書類等を農林水産省に提出する。

農林水産省は、提出された書類等に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、農林水産省は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払いは行わない。

（６） 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次のア又はイの場合、速やかに業務の改善策（農林水産省への提案を含む。）を作成及び提出し、農林水産省の承認を得た上で改善策を実施するものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、農林水産省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

ア 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合。

イ 農林水産省が、８（１）アに示す報告や２（１）カに示す納入物件の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合。

３ 生鮮食料品価格・販売動向調査の契約期間

契約期間は、平成22年11月１日から平成26年２月末日までとする。

４ 民間競争入札に参加する者に必要な資格

（１） 法第15条において準用する第10条各号（同条第11号を除く。）に該当する者でないこと。

（２） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。（なお、未成年者又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）

（３） 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

（４） 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

（５） 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされている者であること。

（６） 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。

なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第１項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

（７） 実施要項の検討に当たり、外部有識者から意見を聴く場合、外部有識者又は外部有識者が属する民間事業者でないこと。

5 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

ア 入札公告	平成22年7月下旬頃
イ 入札説明会	平成22年8月上旬頃
ウ 入札説明会終了後の質問期限	平成22年8月中旬頃
エ 入札書類提出期限	平成22年9月上旬頃
オ 入札書類の評価	平成22年9月中旬頃
カ 開札	平成22年10月上旬頃
キ 契約の締結	平成22年10月中旬頃
ク 業務の引継ぎ	契約締結後、速やかに

(2) 入札実施手続

ア 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、農林水産省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）及び「表1 評価項目一覧表」の提案書項番号欄に該当する提案書の項番号を記載したものを提出することとする。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（ただし、実費負担の経費は除く。）の105分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第15条において準用する第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付することとする。

ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

- (ア) 実施計画
- (イ) 実施体制・設備・環境
- (ウ) 組織の専門性
- (エ) 本業務従事予定者の研修
- (オ) セキュリティ対策
- (カ) 調査関係用品の印刷・配付
- (キ) 調査客体の選定、調査への協力依頼及び調査客体への謝礼支給

- (ク) 問い合わせ・苦情等対応
- (ケ) 調査票の回収及び督促
- (コ) 調査票の審査
- (サ) 調査票データの電子化及び報告
- (シ) 調査票データの集計、第 1 報統計表及び報告書統計表ファイルの作成、審査及び報告

なお、上記について農林水産省が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載する。

6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

なお、評価においては、外部有識者（評価者）による審査も行うこととする。

- (1) 落札者決定にあたっての質の評価項目の設定は、「表 1 評価項目一覧表」のとおり。

表 1 評価項目一覧表

提案書の目次		評価項目	評価の観点	得点配分			提案書 項目 番号
大項目	中項目			必須 (基礎点)	加 点	加 重	
1 実施計画							
1.1	実施計画	・実施計画(スケジュール)は、農林水産省の示す要件が満たされているか	基本的な調査実施計画	4	－	－	
		☆・業務手順について、効率的に業務を実施する工夫が示されているか	調査の効率化	－	12	4	
2 実施体制							
2.1	実施体制・設備・環境	本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、業務増加時の人員の補助体制が確立されているか	基本的な組織体制	4	－	－	
		なお、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか					
		・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか	基本的な設備環境と財務基盤	4	－	－	
		・本業務を実施する場所及び設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等)について十分な体制が用意されているか		4	－	－	
		・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか	統計調査の知識と体制の柔軟性	－	3	1	
2.2	組織の専門性	・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか		－	3	1	
		・業務遂行に当たり、生鮮食料品の販売・価格の知識(国産標準品、高付加価値品(有機栽培品、特別栽培品)、輸入品についての小売段階における標準的価格、卸売段階における調査月の価格動向等の知識)についての基本的な知見を有しているか	専門性	－	12	4	
		・電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験者を有する者を配置することになっているか	処理能力	－	3	1	
		・類似調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査に関する専門知識、ノウハウ等があるか	実務実績	－	12	4	
		・ISO9001の認証を受けているか(注1)	資格	－	3	－	
2.3	本業務従事予定者の研修	・教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか(生鮮食料品価格・販売動向調査について、秘密の保護についてなど)	研修のプログラム	4	－	－	
		☆・研修の計画に工夫が示されているか(方法、研修時間など)	研修計画	－	3	1	
		☆・統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫が示されているか			6	2	
2.4	セキュリティ対策	・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか	基本的なセキュリティ	4	－	－	
		・プライバシーマークの認証を受けているか(注2)		－	3	－	
		・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか(注3)	万全なセキュリティ	－	6	－	
		・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか		－	3	1	
3 個別業務の実施方法							
3.1	調査関係用品の印刷・配付	・印刷・配付の手順が示されているか	基本的手法	4	－	－	
		☆・配付の方法について業務を円滑に行うための工夫による設定が示されているか	効率化	－	3	1	
		☆ 調査関係用品の誤配を防ぐ工夫が示されているか		－	3	1	
3.2	調査客体の選定、調査への協力依頼及び調査客体への謝礼支給	・調査客体の選定、調査への協力依頼、謝礼の支給についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	4	－	－	
		☆・調査客体との良好な関係を維持するための工夫が示されているか		－	9	3	
		☆・必要な要件(POSシステムの導入、並列販売等)を満たす調査客体を効果的に選定するための工夫が示されているか	調査店舗の選定、調査への協力依頼、謝礼業務の質	－	6	2	
		☆・調査客体に調査内容をわかりやすく説明し、協力を得るための工夫が示されているか		－	3	1	
		☆・調査客体への謝金支払、報奨品支給を迅速・正確に行うための工夫が示されているか		－	3	1	
3.3	問い合わせ・苦情等対応	・調査対象からの問い合わせ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	4	－	－	
		☆・調査客体からの問い合わせ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫が示されているか	問い合わせ・苦情等対応業務の質	－	3	1	
3.4	調査票の回収及び督促	・調査票の回収及び督促についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	4	－	－	
		☆・調査票を確実に回収(年間目標率76%、月別目標率70%)するための工夫による設定が示されているか	調査票の回収及び督促業務の質	－	12	4	
3.5	調査票の審査	・調査票の審査についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	4	－	－	
		☆・審査を迅速・的確・確実に行うための工夫が示されているか	調査票の審査業務の質	－	12	4	
		☆・農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか		－	3	1	
3.6	調査票データの電子化及び報告	・調査票データの電子化及び報告についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	4	－	－	
		☆・調査票データの電子化を正確・迅速に行うための工夫が示されているか	効率化	－	3	1	
		☆・農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか		－	3	1	
3.7	調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成、審査及び報告	・調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成及び報告についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	4	－	－	
		☆・調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表を正確・迅速に作成・審査・集計するための工夫が示されているか	効率化	－	12	4	
		☆・農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか		－	3	1	
				52	147		
☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目				99	－	99	
実施体制、実績を評価する項目				100	52	48	
技術点合計				199			

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか（必須項目として評価する）、また、効果的なものであるか（加点として評価する）について行うものとする。

ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が、「表 1 評価項目一覧表」上の「必須（基礎点）」の項目を満たしていることを確認する。すべて満たしている場合は合格とし基礎点（52点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

イ 加点項目審査

必須項目審査で合格になった入札参加者に対して、「表 1 評価項目一覧表」上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して次表審査基準により0点から3点までを付与する。各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。（満点147点）

表 2 審査基準

評 価	評 価 内 容	得 点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 「表 1 評価項目一覧表」に記載される要件のうち必須とされる項目を、すべて満たしていること。

イ 得点配分

技術点に関し、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を99点、実施体制、実績を評価する項目の配分を100点とする。

表 3 得点配分

技術点（必須項目：基礎点）	52点
技術点（加点項目：加点）	147点
価格点	100点

ウ 技術点の算出

基礎点は、すべて満たす場合は52点とし、1つでも満たしていない場合は0点とし失格とする。

また、加点について複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）。

エ 総合評価点の計算

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分×（１－入札価格÷予定価格）

なお、総合評価点は数値の最も高いものが、明らかになる位まで算出する。

(3) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2)エ総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い１者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が２者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

7 生鮮食料品価格・販売動向調査における従来の実施状況に関する状況の開示

生鮮食料品価格・販売動向調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙１）のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

8 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告について

ア ２(3)で設定した、本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の(ア)から(オ)について、農林水産省に報告する。

また、農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

- (7) 生鮮食料品価格・販売動向調査 問い合わせ・苦情等対応状況（別紙11）
（1～3月分：4月22日、4～6月分：7月22日、7～9月分：10月22日、10～12月分：調査年の翌年の1月22日）
- (イ) 生鮮食料品価格・販売動向調査 調査票回収・督促状況（別紙12）
（1～3月分：4月10日、4～6月分：7月10日、7～9月分：10月10日、10～12月分：調査年の翌年の1月10日）
- (ウ) 生鮮食料品価格・販売動向調査 疑義照会状況（別紙13）
（1～3月分：4月10日、4～6月分：7月10日、7～9月分：10月10日、10～12月分：調査年の翌年の1月10日）
- (エ) 勤務体制表（四半期に1回）
 - ① 四半期毎の業務担当者の配置実績及び勤務体制表
 - ② 調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を報告
 - ③ 勤務体制については、各工程に作業責任者を置き、氏名、所属、連絡先を報告
 - ④ 督促・審査及び苦情対応業務の業務担当者の氏名、所属を報告
- (オ) 事業報告書
 - 平成23年調査：平成24年2月末日
 - 平成24年調査：平成25年2月末日
 - 平成25年調査：平成26年2月末日

イ 農林水産省は、民間事業者から受けた報告(1)アについて取りまとめの上、調査年の翌年の5月末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

(2) 調査について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告や次のア及びイによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話等（適宜）

農林水産省から民間事業者へ電話等により、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることで、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

イ 不正行為の有無の確認（適宜）

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査客体に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

(3) 指示について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

なお、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことを可能とする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(ア) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

(イ) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない（ただし、2(1)エ(セ)の調査客体に対する謝礼を除く。）。

エ 宣伝行為の禁止

(ア) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室」や「生鮮食料品価格・販売動向調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の１つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び自ら行う業務が生鮮食料品価格・販売動向調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して５年間、保管しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

ケ 再委託

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

(エ) 民間事業者は、上記(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を的確に履行するため、再委託先の事業者に対し上記「(4)秘密の保持」及び本項（「(5)契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」）に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 上記(イ)から(エ)までに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合には、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

- (カ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

コ 請負内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

サ 契約の解除等

農林水産省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
(イ) 暴力団員を業務の統括者又は従業員としていることが明らかになったとき。
(ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

なお、本規定により農林水産省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を農林水産省に納付しなければならない。

シ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

9 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2(1)カ 納入物件」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

10 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、内閣総理大臣が評価を行うに当たり必要な情報を得るため、本業務の実施状況について、調査年の翌年2月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

農林水産省は、8(1)の報告等を基に、下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較・分析すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。）。併せて経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

ア 8(1)ア(7)～(オ)に掲げる項目

イ 調査票及び統計表の検証状況（農林水産省からの疑義照会件数・内容等）

ウ 実際に本業務の実施に要した経費（調査客体への謝金支給等が完了した時点）

- (4) 農林水産省は、必要に応じ民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

- (5) 農林水産省は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣に提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

11 その他の実施に関する必要事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）その他関係法令を遵守するものとする。特に統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定め

ており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

- (3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

- (4) 次のア及びイのいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 法第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、法第27条第1項の規定による指示に違反した者

- (5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科されることとなる。

- (6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

農林水産省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、毎年、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

- (7) 農林水産省の監督体制

ア 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、8(2)により行うこととする。

- (8) 公共サービス改革に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会

農林水産省は、民間競争入札実施要項の策定及び業務実施状況の評価等を行うに当たり専門技術的知見を得るために、外部有識者3名を構成員とする「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」を開催することとする。

- 別紙 1 従来の実施状況に関する情報の開示
- 別紙 2 農林水産省の組織図（平成22年 4 月現在）
- 別紙 3 生鮮食料品価格・販売動向調査の流れ図（平成21年～の実施方法）
- 別紙 4 都市別調査対象数一覧表
- 別紙 5 調査対象品目一覧表
- 別紙 6 生鮮食料品価格・販売動向調査 前年調査客体情報（案）
- 別紙 7 生鮮食料品価格・販売動向調査 審査事項一覧表（案）（平成22年 4 月現在）
- 別紙 8 調査客体配付用品一覧表
- 別紙 9 生鮮食料品価格・販売動向調査 調査客体リスト
- 別紙10 生鮮食料品価格・販売動向調査オンライン調査における回答者登録情報登録
作業及び調査客体からの回答データ取得作業の手順
- 別紙11 生鮮食料品価格・販売動向調査 問い合わせ・苦情等対応状況
- 別紙12 生鮮食料品価格・販売動向調査 調査票回収・督促状況
- 別紙13 生鮮食料品価格・販売動向調査 疑義照会状況
- 別紙14 生鮮食料品価格・販売動向調査の実施状況について（平成21年調査分）

1 従来の実施に要した経費				(単位：千円)	
		平成19年度	平成20年度	平成21・22年度	
(農林水産省)					
参考値 (b)	人件費	常勤職員	2,766	2,766	—
		非常勤職員	981	884	—
	物件費		2,666	2,737	—
	委託費（調査協力謝金）		3,658	2,451	13,466
	計(a)		10,071	8,838	13,466
	減価償却費		12	13	—
	退職給付費用		433	355	—
間接部門費		55	63	—	
a+b		12,284	10,912	13,466	
(注記事項)					
1. 業務の実施期間は1月から12月までの1年間。 実施に要した経費は、19年度及び20年度は1月から12月までの1年間の経費を、21・22年度は民間競争入札により実施した2年間の委託費を計上している。					
2. 各費目の内容及び算出方法は以下のとおり。					
○人件費（常勤職員） 調査に該当するすべての統計・情報センター（14か所）における担当職員の給与、諸手当、国家公務員共済組合負担金を合計した値に、当職員の年間業務のうち本調査の占める業務割合を乗じ、本調査にかかる人件費を算出。					
○人件費（非常勤職員） 当該調査の統計調査員手当の支出額から計上。					
・ 平成19年及び20年の非常勤職員は、調査客体の受持数によって支払われる手当額が変動する。 具体的には、次のとおり手当額を支払うこととしている。					
固定額（調査の準備等に対する報酬）＋変動額（1 客体当たり単価*受持客体数）					
手当単価					
1 人当たり固定額：1,700円、変動額（1 客体当たり単価）：2,400円（平成19年度）					
全国の生鮮食料品価格・販売動向調査員数：約25人 調査員調査対象客体数：約391客体（延べ）					
・ 固定額：1,700円×25人＝42,500円					
・ 変動額：2,400円×165客体(延べ客体数)＝938,100円					
（平成20年度）					
全国の生鮮食料品価格・販売動向調査員数：約24人 調査員調査対象客体数：約351客体（延べ）					
・ 固定額：1,700円×24人＝40,800円					
・ 変動額：2,400円×165客体(延べ客体数)＝842,744円					

○物件費

印刷製本費（調査票等関係書類）、通信運搬費（郵送料）、備品費、消耗品費、被服費、光熱費、通信費（電話料）、借料（パソコン等）、保守料、非常勤職員旅費を計上。（調査に直接利用する費目のみ計上。（自動車関係費を費目から除く。））

・印刷製本費及び非常勤職員旅費を除く物件費については、本業務に要した経費の特定が困難なため各経費を積み上げた額を農水水産省統計部所管の全調査の客体数（延べ）で除して1 客体当たりの物件費を計算した後、これに本業務の客体数を乗じて本調査に係る経費として計上している。

・印刷製本費（調査票等関係書類）は、平成19年度：7,700円として計上している。なお、平成20年度については、印刷費は計上していない。

・非常勤職員旅費については、平成19年度：2000円、平成20年度：2000円を計上している。なお、調査員の旅費は調査員が調査活動において一定距離以上の移動を伴った場合に支払うこととしており、計上額は実績額である。

○委託費

19、20年度については、調査協力謝金を計上した。21・22年度は民間委託した契約額（21・22年調査分）を計上した。なお、契約額には、調査協力謝金を含む。

○減価償却費（建物）

- ・定額法により算出
- ・建物全体の減価償却費のうち、本業務を担当している職員の人員により按分

○退職給付費用

退職給付金単価に当該調査の常勤職員の人員を乗じて算出した。

○間接部門費

間接部門費の人件費、物件費、退職給付費用の総額を農林水産省統計部組織定員数で除し、当該調査に係る人員を乗じて算出。（調査客体数による按分から人員数による按分に変更）

2 従来の実施に要した人員 (単位：人)			
	平成19年度	平成20年度	平成21・22年度
常勤職員	0.423	0.423	—
非常勤職員	25	24	—
(業務従事者に求められる知識・経験等) ○ 統計調査、生鮮食料品に関する知識、情報処理（パソコン操作）に関する知識、調査対象企業、業界に関する予備知識が必要。 ○ 生鮮食料品価格・販売動向調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。			
(業務の繁閑の状況とその対応) ○ 12月～1月、3月～4月、6月～7月、9月～10月にかけて、調査関係書類の配付、調査票の回収、調査客体からの照会対応、調査票の審査、未提出客体へ督促等、業務の繁忙期にあたる。 ○ 月毎の人員配置について 常勤職員、非常勤職員ともに、月毎に配置状況は変わらない。			
(注記事項) 1. 常勤職員(平成19、20年度調査)は、委託対象の業務に年度を通じて直接従事した人数を記載。 非常勤職員(平成19年、20年度調査)は、統計調査員手当の支出額から延べ人数を算出。 2. 他の業務を兼務している常勤職員については、当該業務に携わる比率を考慮して算定。 3. 具体的には、業務に従事した日(時間)数を年間の営業日(時間)数で除し、人員を算出。 4. 人員については、全国の統計・情報センター(14か所)の数値を集計したものである。 5. 平成21年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ231人日である。 調査客体選定、確認・協力依頼 18人日、調査関係用品の印刷・配付 3人日、調査対象日、提出期限の確認、調査票の回収・督促 69人日、調査票の審査、調査客体への照会 92人日、集計、第1報統計表作成・審査 40人日、報告書統計表作成 6人日、調査客体への謝礼支給 3人日。			

3 従来の実施に要した施設及び設備

○設備

電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、LAN、書庫、机・いす等

(注記事項)

1. 設備について、代表例として示している。
2. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。基本的には、パソコンは一人一台体制だが、電話、FAX、コピー機、プリンタは複数名で一台となる。
3. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
生鮮食料品価格・販売動向調査	100%	69%	100%	77%	100%	83%	100%	81%	100%	80%

(注記事項)

- 1 回収率の算定根拠
回収率（年間）は、以下により算出したものである。
なお、調査客体数は1年間の総客体数であり、調査不適合等により除外した客体はない。
 - ①平成17年度（回収率69%）
調査対象数：（1,560）店、回収数：（1,073）店
 - ②平成18年度（回収率77%）
調査対象数：（1,560）店、回収数：（1,204）店
 - ③平成19年度（回収率83%）
調査対象数：（1,560）店、回収数：（1,288）店
 - ④平成20年度（回収率81%）
調査対象数：（1,560）店、回収数：（1,259）店
 - ⑤平成21年度（回収率80%）
調査対象数：（1,560）店、回収数：（1,252）店

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
17年	70.8	80.8	79.2	70.8	70.8	68.5	66.2	65.4	63.1	63.8	63.1	63.1	68.8
18年	77.7	76.2	83.1	72.3	72.3	69.2	80.8	80.8	81.5	77.7	76.9	77.7	77.2
19年	81.5	80.8	80.0	84.6	83.8	81.5	85.4	84.6	82.3	86.2	79.2	80.8	82.6
20年	84.6	83.8	83.8	82.3	81.5	81.5	78.5	80.0	80.0	78.5	77.7	76.2	80.7
21年	83.1	81.5	77.7	83.1	83.1	81.5	78.5	80.0	77.7	74.6	76.9	85.4	80.3

5 従来の実施方法

従来の実施方法（業務フロー図等）

別紙3及び14参照

（事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- 調査客体からの問い合わせに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 調査客体の選定替えについては、国から貸与される都市別母集団名簿を用いて新規客体を選定している。
都市別母集団名簿には、POSシステム導入の有無、並列販売状況については記載されていない。
このため、協力依頼を行うに当たり、事前にこの点を確認した上、小売店舗へ協力依頼を行う。
協力依頼を行う際は、事前に調査内容について理解を深めた上、店舗に対し①調査の目的、②調査客体の秘密保護（統計法等の各法律により、調査票やその他個人情報厳格に取り扱われ、違反した場合は罰則規定があること等）について十分に説明している。
また、既存客体に調査の継続を依頼する場合についても、引き続き協力が得られるよう、同様の対応を行っている。
- 調査客体の選定に当たっては、通年（1月～12月）で並列販売が多い調査客体を選定することが望ましい。なお、20年調査の実績値に基づく各販売区分ごとの並列販売の出現率は、有機栽培品27%、特別栽培品35%、輸入品51%である。

注：販売区分別の並列販売出現率＝当該販売区分（有機栽培品、特別栽培品及び輸入品）の並列販売店舗の年間延べ数÷販売店舗の年間延べ数×100
- 調査票の回収から公表までの期間が短いため、調査結果を正確かつ迅速に集計することが重要である。

（参考）

- ・POSシステム：小売店のレジにコンピュータを組み込み、店頭での販売時点における商品情報等がリアルタイムに把握できるシステムのこと。
- ・並列販売：同じ品目について国産標準品と有機栽培品、特別栽培品又は輸入品のいずれかを同時に販売すること。
- ・国産標準品：国内生産された生鮮野菜のうち、品質、栽培方法について消費者に特段の差別化を図らず販売されている商品をいう。
- ・有機栽培品：農林水産大臣から認可を受けた登録認定機関から認定され、有機JASマークが貼付してある商品をいう。
- ・特別栽培品：農林水産省で示している「特別栽培農作物に係る表示ガイドライン」に基づき表示されている商品及び各県において定められている特別栽培農産物の認証制度により認証された商品をいう。
なお、上記以外でも、特別な栽培方法等により通常のものに比べて品質、安全等の価値を付して販売されている商品はこれに含めるものとする。
- ・輸入品：外国から輸入された生鮮野菜をいう。

(注記事項)

1. 「特売」の判断基準について

本調査における調査対象日（原則として12日を含む週の木曜日）には特売日を含めないこととしており、各品目が特売であるかの判断は調査客体が行う。

調査票の記入方法等を調査客体に指導する際に、特売の判断基準については次の2点であることを説明している。

①広告チラシ、店内POP等により通常価格より値引き販売していることを明確にしていること。

②売り切るために値下げして販売する、いわゆる「見切り品」。

なお、ディスカウントストア等の他店舗と比較して安値で販売している店舗については、その価格が通常価格である場合は特売とはしない。

2. 調査客体の選定と調査客体への協力依頼

21年調査では、調査客体に対して、電話により継続確認を行い、130客体中117客体から調査の協力が得られた。13客体については、電話によりPOSシステム導入の有無、並列販売の有無など確認した上で協力依頼を行い、代替選定した。

また、回収率が著しく低い調査客体について代替選定の必要性があること及び閉店で調査不可能な調査客体が発生したことから、第3四半期調査後、8客体を代替選定した。

3. 調査方法と実績について

21年調査は、調査票を郵送により配付し、郵送、FAX又は電子メールにより回収する方法を用いた。21年12月調査の実績は以下のとおり。

- ・ 郵送回収 108客体
- ・ FAX回収 7客体
- ・ 電子メール回収 15客体

4. 督促の実績について

督促については、全て電話により行い、21年調査の回収店舗総数1,252店(年間延べ数)中、督促による回収店舗数は333店舗(うち督促1回-212店舗、督促2回-121店舗)である。

5. 調査客体からの照会件数について

21年調査における調査客体からの照会件数は15件となっている。

6. 調査客体への疑義照会について

21年調査の疑義照会は以下のとおり。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
合計	125	125	131	153	123	114	122	113	61	84	70	61	1282
月別の価格騰落率	62	68	59	50	48	42	66	63	28	38	45	33	602
並列販売間の価格比	41	39	47	49	46	45	43	41	21	21	10	5	408
他店舗間の価格比	5	8	5	34	18	14	5	5	4	17	4	8	127
その他	17	10	20	20	11	13	8	4	8	8	11	15	145

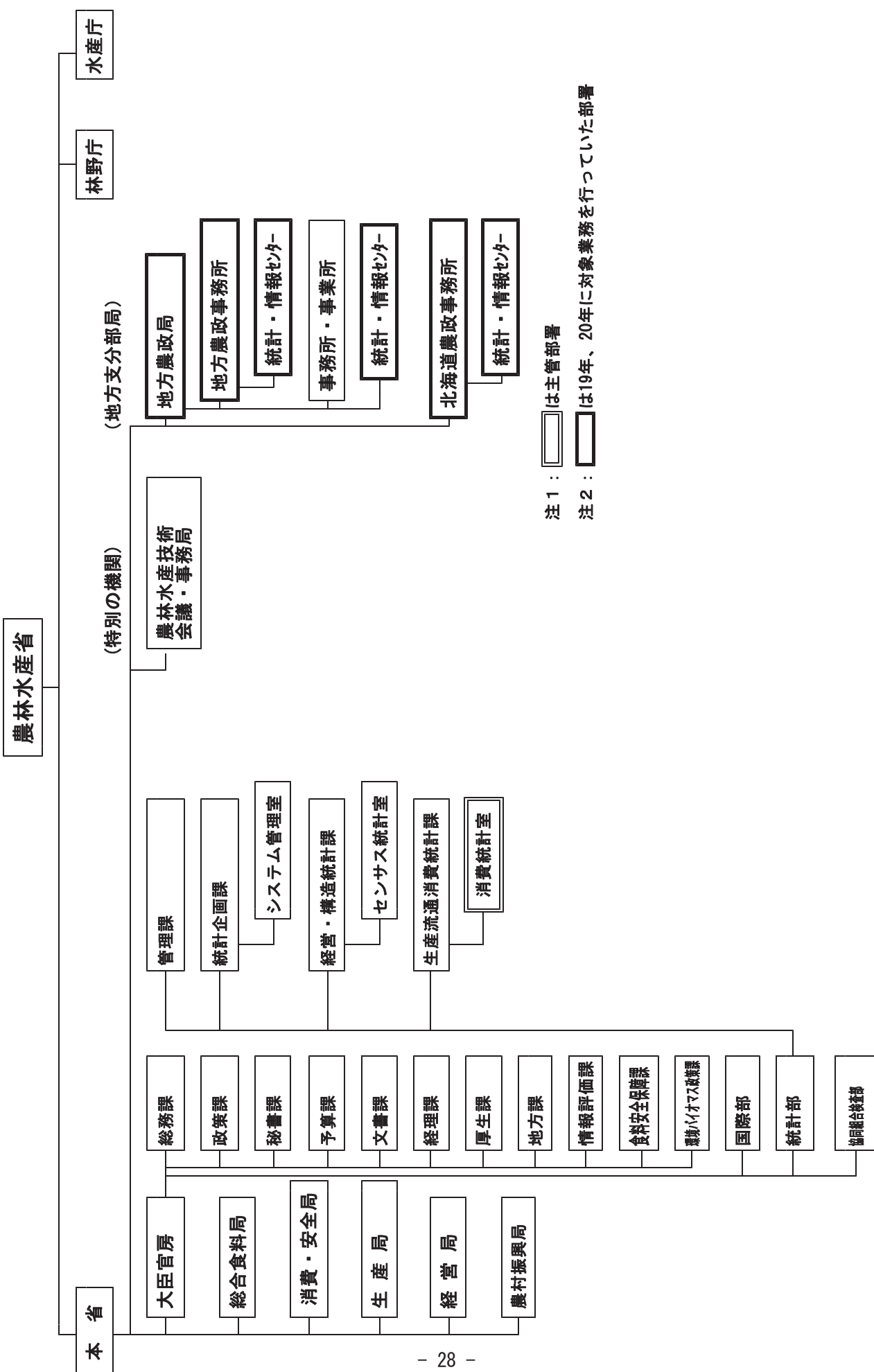
7. 調査客体への謝金支払と実績

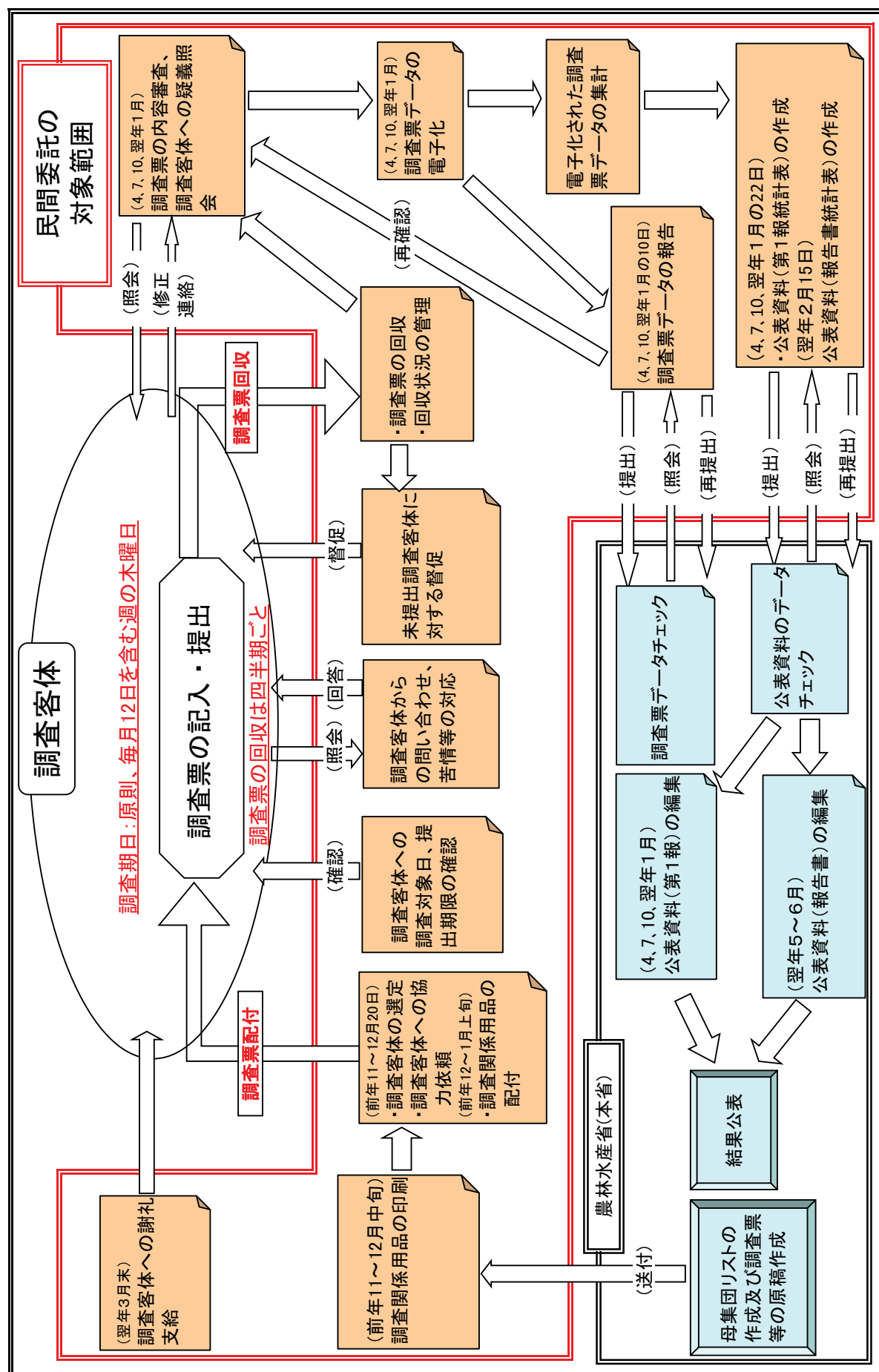
21年調査の調査客体に支払う謝金については、原則として調査票の記入を行う調査客体に対し、口座振込により支給している。

謝金の支給金額は、年額27,000円を調査票を回収した月数割合に応じて支払っており、総額は、延べ1171客体に対し、約263万円を支払った。

○農林水産省の組織図

(平成22年 4 月現在)





都 市 別 調 査 対 象 数 一 覧 表

都市	調査対象数
札幌市	7
仙台市	5
さいたま市	4
千葉市	3
東京都特別区	38
横浜市	12
川崎市	4
静岡市	4
名古屋市	9
京都市	7
大阪市	11
神戸市	8
広島市	6
福岡市	6
北九州市	6
全国計	130

調査対象品目一覧表

番号	品目	販売区分				備考
		国産標準品	有機栽培品	特別栽培品	輸入品	
1	だいこん	○	○	○	—	ラディッシュを除く。
2	にんじん	○	○	○	○	金時にんじん、ミニキャロットを除く。
3	ごぼう	○	○	○	○	
4	はくさい	○	—	○	—	結球はくさい
5	キャベツ	○	○	○	—	芽キャベツを除く。
6	ほうれんそう	○	○	○	—	
7	ねぎ	○	○	○	○	白ねぎ
8	ブロッコリー	○	—	—	○	
9	レタス	○	—	○	—	結球レタス
10	きゅうり	○	○	○	—	
11	かぼちゃ	○	—	○	○	ズッキーニを除く。
12	なす	○	○	○	—	長なすを含む。
13	トマト	○	○	○	—	ミニトマトを除く。
14	ミニトマト	○	○	○	○	トマトを除く。プチトマトを含む。
15	ピーマン	○	○	○	—	緑のもの
16	ばれいしょ	○	○	○	—	
17	さといも	○	—	○	○	八頭を除く。
18	たまねぎ	○	○	○	○	葉たまねぎを除く。
19	にんにく	○	—	○	○	茎、葉を除く。
20	しょうが	○	—	○	○	根しょうが
21	生しいたけ	○	—	—	○	

[illegible]

生鮮食料品価格・販売動向調査

審査事項一覧表（案）

（平成22年4月現在）

農林水産省

(調査票審査編) 調査対象月ごとの記入漏れ及び記入欄、ゼロデータの有無の確認

審査項目	審査内容	審査、疑義照会の際の留意点	対処方法
① 記入漏れ及び記入欄の確認	○「調査年」、「調査月」、「都道府県コード」、「市区町村コード」、「調査区コード」及び「事業所コード」に記入漏れ又は誤りがないか。	○回収対象月以外の調査票が報告された場合、調査客体に調査月を確認する。 「都道府県コード」、「市区町村コード」、「調査区コード」及び「事業所コード」については、調査客体リストから正しく転記されているか確認する。	調査客体に確認の上、データの修正を行う。 また、調査客体へ行った会の内容について、「生鮮食料品価格・販売動向調査 疑義照会別紙11」(実施要項別紙11)に取りまとめの上、調査票データの報告と併せて農林水産省へ提出する。
	○販売数量の欄、販売金額の欄の一方に記入がある場合にもう一方にも記入があるか。	○販売数量(金額)欄の一方のみに記入がある場合、調査客体に記入漏れ及び記入欄の確認する。	
	○調査項目ではない販売区分(別紙1参照)にデータが記載されていないか(例：だいのんの輸入品)。	○調査項目ではない販売区分にデータが記載されている場合、調査客体に記入漏れ及び記入欄の確認する。	
② ゼロデータの有無の確認	○特に販売金額に数値が記入されている場合について、販売数量が0kgとなっていないか。	○販売金額に数値が記入されているにもかかわらず、販売数量が0kgとなっている場合、調査客体に記入漏れ及び記入欄の確認する。	

(調査票審査編) 調査対象月ごとの価格 (販売金額 ÷ 販売数量) の妥当性の確認

審査項目	審査内容	審査、疑義照会の際の留意点	対処方法
③ 並列販売品目における、販売区分別にみた価格比	○有機栽培品又は特別栽培品の国産標準品に対する価格比が100%以上であるか。 なお、算出方法は以下のとおり。 価格比＝(有機栽培品(又は特別栽培品) 価格 ÷ 国産標準品価格) × 100	○国産標準品に対する価格比が100%以下であった場合、調査客体にPOSデータの確認を行い、確認の結果、転記ミス等があれば正しいデータに修正する。 POSデータと相違なければ、次に特売でなかったかを確認し、「有機栽培品(特別栽培品)は特売のため多く販売した。」との回答を得た場合、特売は調査から除く旨を説明し、調査対象週の平常の値段で販売した時のデータに修正する。 なお、過去1年間に当該客体に対して同様の照会をした結果、「有機栽培品は、年間を通じて契約取引のため単価は変わらない。」「特別栽培品は、年間を通じて直接産地と契約しており標準品に比べて中間マージンが少なく標準品より安い。」等修正の必要がない旨の回答が得られている場合は、調査客体の負担軽減のため調査客体への照会を省略可とする。	調査客体に確認の上、データの修正を行う。データ修正の必要がない場合は、その理由について聞き取りを行う。 なお、過去1年間に当該客体に対して同様の照会があり、修正の必要がない旨の回答が得られている場合は、調査客体への照会を省略可とする(調査客体の負担軽減のため)。
	○輸入品の国産標準品に対する価格比が100%以下であるか。 なお、算出方法は以下のとおり。 価格比＝(輸入品価格 ÷ 国産標準品価格) × 100	○国産標準品に対する価格比が100%以上であった場合、調査客体にPOSデータの確認を行い、確認の結果、転記ミス等があれば正しいデータに修正する。 POSデータと相違なければ、次に特売でなかったかを確認し、「標準品が特売のため輸入の価格が上回った。」との回答を得た場合、特売は調査から除く旨を説明し、調査対象週の平常の値段で販売した時のデータに修正する。 なお、過去1年間に当該客体に対して同様の照会をした結果、「年間を通じて国産で代用できない珍しい品種を販売。」等修正の必要がない旨の回答が得られている場合は、調査客体の負担軽減のため調査客体への照会を省略可とする。	また、調査客体へ行った照会の内容について、「生鮮食料品価格・販売動向調査(実施要項別紙11)に取りまとめたの上、調査票データの報告と併せて農林水産省へ提出する。 以下、同様。

（調査票審査編）調査対象月ごとの価格（販売金額÷販売数量）の妥当性の確認

審査項目	審査内容	容	審査、疑義照会の際の留意点	対処方法																																																																																																																		
④ 過年度調査結果（過去6ヶ年）の平均値との比較	○品目別販売区分別価格と過年度の調査結果の品目別販売区分別価格の平均値（調査が開始された平成15年調査から国で調査を実施していた平成20年調査の6年間の品目別販売区分別価格の年次調査結果の合計値を6で除して算出）の比率が50～200%の範囲内にあるか。 なお、算出方法は以下のとおり。 比率＝（品目別販売価格÷過年度調査結果の品目別販売区分別価格の平均値）×100		○過年度の調査結果の品目別販売区分別価格の平均値と比べた比率が50～200%の範囲内でない場合、調査客体にPOSデータの確認を行い、確認の結果、転記ミス等があれば正しいデータに修正する。 POSデータと相違なければ、次に特売でなかったか確認し、「当月（前月）は特売のため前月（当月）の価格を下（上）回った。」との回答を得た場合、特売は調査から除く旨を説明し、調査対象週の平常の値段で販売した時のデータに修正する。 なお、左表は過去6ヶ年の調査結果の品目別販売区分別価格の平均値である。																																																																																																																			
		<table><tr><th colspan="5">過去6ヶ年（15～20年）の年次調査結果の平均値</th></tr><tr><th>国産標準品</th><th>有機栽培品</th><th>特別栽培品</th><th colspan="2">輸入品</th></tr><tr><td>だいこん</td><td>160</td><td>235</td><td>249</td><td>—</td></tr><tr><td>にんじん</td><td>307</td><td>532</td><td>425</td><td>225</td></tr><tr><td>ごぼう</td><td>700</td><td>1104</td><td>1025</td><td>307</td></tr><tr><td>はくさい</td><td>186</td><td>—</td><td>250</td><td>—</td></tr><tr><td>キャベツ</td><td>163</td><td>273</td><td>207</td><td>—</td></tr><tr><td>ほうれんそう</td><td>743</td><td>1105</td><td>978</td><td>—</td></tr><tr><td>ねぎ</td><td>585</td><td>1085</td><td>805</td><td>325</td></tr><tr><td>ブロッコリー</td><td>605</td><td>—</td><td>—</td><td>429</td></tr><tr><td>レタス</td><td>363</td><td>—</td><td>437</td><td>—</td></tr><tr><td>きゅうり</td><td>479</td><td>675</td><td>711</td><td>—</td></tr><tr><td>かぼちゃ</td><td>372</td><td>—</td><td>458</td><td>294</td></tr><tr><td>なす</td><td>593</td><td>698</td><td>763</td><td>—</td></tr><tr><td>トマト</td><td>594</td><td>997</td><td>965</td><td>—</td></tr><tr><td>ミニトマト</td><td>1049</td><td>1377</td><td>1348</td><td>717</td></tr><tr><td>ピーマン</td><td>744</td><td>1176</td><td>1001</td><td>—</td></tr><tr><td>ばれいしょ</td><td>264</td><td>423</td><td>328</td><td>—</td></tr><tr><td>さといも</td><td>521</td><td>—</td><td>558</td><td>218</td></tr><tr><td>たまねぎ</td><td>209</td><td>391</td><td>291</td><td>192</td></tr><tr><td>にんにく</td><td>2400</td><td>—</td><td>2526</td><td>589</td></tr><tr><td>しょうが</td><td>1191</td><td>—</td><td>1318</td><td>685</td></tr><tr><td>生しいたけ</td><td>1656</td><td>—</td><td>—</td><td>846</td></tr></table>	過去6ヶ年（15～20年）の年次調査結果の平均値					国産標準品	有機栽培品	特別栽培品	輸入品		だいこん	160	235	249	—	にんじん	307	532	425	225	ごぼう	700	1104	1025	307	はくさい	186	—	250	—	キャベツ	163	273	207	—	ほうれんそう	743	1105	978	—	ねぎ	585	1085	805	325	ブロッコリー	605	—	—	429	レタス	363	—	437	—	きゅうり	479	675	711	—	かぼちゃ	372	—	458	294	なす	593	698	763	—	トマト	594	997	965	—	ミニトマト	1049	1377	1348	717	ピーマン	744	1176	1001	—	ばれいしょ	264	423	328	—	さといも	521	—	558	218	たまねぎ	209	391	291	192	にんにく	2400	—	2526	589	しょうが	1191	—	1318	685	生しいたけ	1656	—	—	846	
	過去6ヶ年（15～20年）の年次調査結果の平均値																																																																																																																					
	国産標準品	有機栽培品	特別栽培品	輸入品																																																																																																																		
	だいこん	160	235	249	—																																																																																																																	
	にんじん	307	532	425	225																																																																																																																	
	ごぼう	700	1104	1025	307																																																																																																																	
	はくさい	186	—	250	—																																																																																																																	
	キャベツ	163	273	207	—																																																																																																																	
	ほうれんそう	743	1105	978	—																																																																																																																	
	ねぎ	585	1085	805	325																																																																																																																	
	ブロッコリー	605	—	—	429																																																																																																																	
	レタス	363	—	437	—																																																																																																																	
	きゅうり	479	675	711	—																																																																																																																	
	かぼちゃ	372	—	458	294																																																																																																																	
	なす	593	698	763	—																																																																																																																	
	トマト	594	997	965	—																																																																																																																	
	ミニトマト	1049	1377	1348	717																																																																																																																	
	ピーマン	744	1176	1001	—																																																																																																																	
	ばれいしょ	264	423	328	—																																																																																																																	
	さといも	521	—	558	218																																																																																																																	
	たまねぎ	209	391	291	192																																																																																																																	
	にんにく	2400	—	2526	589																																																																																																																	
	しょうが	1191	—	1318	685																																																																																																																	
	生しいたけ	1656	—	—	846																																																																																																																	

(調査票審査編) 調査対象月と前月調査結果との比較による価格 (販売金額 ÷ 販売数量) の妥当性の確認

審 査 項 目	審 査 内 容	審 査 、 疑 義 照 会 の 際 の 留 意 点	対 処 方 法
⑤ 月別の価格騰落率	○品目別販売価格の前月と比べた価格騰落率が-70～100%の範囲内にあるか。 なお、算出方法は以下のとおり。 $\text{価格騰落率} = \left(\frac{\text{当月販売価格}}{\text{前月販売価格}} - 1 \right) \times 100$	○前月と比べた価格騰落率が-70～100%の範囲内でない場合、調査客体にPOSデータの確認を行い、確認の結果、転記ミス等があれば正しいデータに修正する。 POSデータと相違なければ、次に特売でなかったかを確認し、「当月（前月）は特売のため前月（当月）の価格を下（上）回った。」との回答を得た場合、特売は調査から除く旨を説明し、調査対象週の平常の値段で販売した時のデータに修正する。	

(第1 報統計表作成編) 記入ミス、集計ミスのチェック、店舗数の比較、対前年騰落率の確認

審 査 項 目	審 査 内 容	審 査、 疑 義 照 会 の 際 の 留 意 点	対 処 方 法
① 記入ミス、集計ミスのチェック	○表側の年次、月次等の表記に誤りがないか。 ○販売数量の欄、販売金額の欄の一方に記入がある場合にもう一方にも記入があるか。 ○調査項目ではない販売区分（別紙1 参照）にデータが入っていないか（例：だいきんの輸入品）。	○ローレンスアウトラットした年次、月次等が調査年、調査月と一致するか確認すること。 ○調査票審査編の「① 記入漏れ及び記入欄の確認」の「審査、疑義照会の際の留意点」に基づき、個票データを再度確認の上、再集計する。 ○調査票審査編の「① 記入漏れ及び記入欄の確認」の「審査、疑義照会の際の留意点」に基づき、個票データを再度確認の上、再集計する。	記入漏れや誤りがあった場合は、集計データを再度確認の上、データを修正する。
② 店舗数の比較	○統計表2の有機栽培品（特別栽培品、輸入品）並列販売店舗数が、統計表1の有機栽培品（特別栽培品、輸入品）販売店舗数を上回っていないか。（別紙2、3 参照）	誤りが生じた要因を明らかにした上、再集計を行い、修正する。	誤りが生じた要因を明らかにした上、再集計を行い、正しいデータに修正する。
③ 対前年同月騰落（増減）率	○対前年同月騰落（増減）率について、統計表2の比率については整数比較により算出されているか。また、それ以外については原数比較により算出されているか。（別紙2、3 参照）		

(報告書統計表作成編) 記入ミスのチェック、店舗数の比較、データ集計の確認

審査項目	審査内容	対処方法
① 記入ミスのチェック	○表側の年次、月次等の表記に誤りがないか。 ○販売数量の欄、販売金額の欄の一方に記入がある場合にもう一方にも記入があるか。 ○調査項目ではない販売区分（別紙 1 参照）にデータが入っていないか（例：だいのんの輸入品）。 ○概数値公表以降にデータの修正を行った場合は、そのデータが確実に反映されているか。	記入漏れや誤りがあった場合は、集計データを再度確認の上、データを修正する。
② 店舗数の比較	○統計表 2 の有機栽培品（特別栽培品、輸入品）並列販売店舗数が、統計表 1 の有機栽培品（特別栽培品、輸入品）販売店舗数を上回っていないか。（別紙 2、3 参照）	誤りが生じた要因を明らかにした上、再集計を行い、正しいデータに修正する。
③ データ集計	○統計表 1 及び 2 について、各調査項目における月別データ（1～12月）の店舗数の合計が、年間の店舗数と一致しているか。（別紙 4、5 参照） ○統計表 3 の品目別平均価格について、統計表 1 のデータが正しく反映されているか。（別紙 6 参照） ○統計表 4 及び 5 について、各項目の計と内訳が一致しているか。（別紙 7、8 参照）	

調査対象品目一覧表

番号	品目	販売区分				備考
		国産標準品	有機栽培品	特別栽培品	輸入品	
1	だいこん	○	○	○	—	ラディッシュを除く。
2	にんじん	○	○	○	○	金時にんじん、ミニキャロットを除く。
3	ごぼう	○	○	○	○	
4	はくさい	○	—	○	—	結球はくさい
5	キャベツ	○	○	○	—	芽キャベツを除く。
6	ほうれんそう	○	○	○	—	
7	ねぎ	○	○	○	○	白ねぎ
8	ブロッコリー	○	—	—	○	
9	レタス	○	—	○	—	結球レタス
10	きゅうり	○	○	○	—	
11	かぼちゃ	○	—	○	○	ズッキーニを除く。
12	なす	○	○	○	—	長なすを含む。
13	トマト	○	○	○	—	ミニトマトを除く。
14	ミニトマト	○	○	○	○	トマトを除く。プチトマトを含む。
15	ピーマン	○	○	○	—	緑のもの
16	ばれいしょ	○	○	○	—	
17	さといも	○	—	○	○	八頭を除く。
18	たまねぎ	○	○	○	○	葉たまねぎを除く。
19	にんにく	○	—	○	○	茎、葉を除く。
20	しょうが	○	—	○	○	根しょうが
21	生しいたけ	○	—	—	○	

1 全国の主要都市平均の国産標準品、有機栽培品、特別栽培品及び輸入品の価格、販売数量

年次・月別	だいこん									キャベツ								
	国産標準品			有機栽培品			特別栽培品			国産標準品			有機栽培品			特別栽培品		
	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数
	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店
平. 20 21	164	77	1 204	262	3	44	303	13	33	168	93	1 203	264	4	15	171	7	47
	150	71	1 281	224	4	86	204	9	58	156	89	1 286	321	4	29	200	8	38
平. 21. 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	154	61	110	251	3	9	194	10	9	183	99	110	314	6	2	220	10	4
	174	55	107	270	4	10	213	19	6	173	105	109	-	-	-	148	7	2
	159	48	104	322	2	9	201	15	6	140	74	106	442	6	3	161	9	2
	157	56	110	205	4	9	...	...	1	181	78	111	449	5	3	215	8	2
	164	60	110	193	7	6	277	3	3	204	86	109	316	3	3	...	...	1
	169	75	107	185	3	6	257	4	3	181	80	107	341	3	3	-	-	-
	175	86	110	200	4	6	251	1	2	162	81	112	303	3	2	225	6	3
	137	90	103	196	6	6	218	3	3	138	81	102	279	4	3	...	...	1
	137	72	105	214	4	6	224	7	6	143	78	105	300	3	3	...	...	1
	147	70	105	224	3	10	317	7	7	161	87	105	441	2	4	235	4	4
	162	63	104	233	3	12	202	8	7	164	...	...	...	4	5	261	8	2
	173	56	104	254	5	10	220	4	4	200	...	...	...	6	3	176	9	2
平. 22. 1 2 3	163	54	103	251	3	9	199	8	7	172	...	...	...	7	3	172	8	4
	162	57	102	241	3	12	222	12	8	160	107	102	389	4	4	210	15	5
	152	50	101	239	3	11	235	4	7	136	93	101	319	6	6	182	5	5
対前年同月騰落(増減)率(%)																		
平. 22. 1 2 3	6	△ 11	...	0	△ 20	...	3	△ 22	...	△ 6	△ 7	...	△ 21	14	...	△ 22	△ 23	...
	△ 7	4	...	△ 11	△ 19	...	4	△ 40	...	△ 7	2	...	-	-	...	42	133	...
	△ 4	5	...	△ 26	33	...	17	△ 72	...	△ 3	25	...	△ 28	6	...	13	△ 44	...
注: 1 価格は、調査店舗の価格(増減)率は、本年値(原数)で除した平均値、数量は当該品目を扱った店舗1店当たりの取扱数量である。 2 店舗数の年計値は、各店舗の年計値(原数)で除して算出する。(以下同じ。)																		
年次・月別	なす									なす								
	国産標準品			特別栽培品			輸入品			国産標準品			有機栽培品			特別栽培品		
	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数
	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店
平. 20 21	382	25	798	462	23	40	314	23	456	589	23	1 199	781	0	3	784	2	53
	402	22	918	437	12	37	292	24	446	582	22	1 277	804	1	6	761	2	59
平. 21. 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	535	15	52	...	...	1	294	28	79	524	24	110	-	-	-	673	2	6
	585	14	60	-	-	-	297	22	72	509	26	109	...	...	1	603	2	6
	448	22	91	...	...	1	304	21	27	486	30	106	-	-	-	664	1	6
	386	31	104	662	10	4	290	19	3	567	31	110	-	-	-	834	2	4
	340	26	103	438	7	4	258	9	3	614	34	109	718	0	2	1 039	3	3
	320	26	100	312	16	4	230	32	3	575	27	107	659	2	2	673	4	6
	300	28	102	263	22	9	604	6	2	634	18	109	-	-	-	990	2	2
	384	17	95	580	5	4	279	19	8	556	15	102	-	-	-	749	2	5
	420	17	85	462	5	5	319	14	26	638	8	102	-	-	-	806	2	5
	510	12	55	364	10	3	336	18	56	640	10	102	855	1	5	826	1	4
	553	13	55	455	8	6	340	18	65	752	9	101	609	1	2	839	1	4
	440	17	58	668	6	3	285	25	58	655	12	100	...	...	1	803	2	5
平. 22. 1 2 3	492	14	47	660	3	2	301	20	70	571	20	103	732	1	2	740	3	5
	532	14	52	532	4	3	341	21	67	543	27	101	576	2	2	822	2	5
	495	20	81	953	3	3	360	16	33	564	27	100	801	1	4	746	1	5
対前年同月騰落(増減)率(%)																		
平. 22. 1 2 3	△ 8	△ 10	...	...	...	...	2	△ 30	...	9	△ 15	...	-	-	...	10	31	...
	△ 9	△ 3	...	-	-	...	15	△ 5	...	7	5	...	...	...	...	36	20	...
	11	△ 11	...	...	...	...	19	△ 22	...	16	△ 10	...	-	-	...	12	27	...

2 並列販売店舗における価格、販売数量

(1) 国産標準品と有機栽培品

年次・月別	だいこん								キャベツ							
	標準		有機		比率		(参考)並列 販売店舗数	店	標準		有機		比率		(参考)並列 販売店舗数	店
	価格	数量	価格	数量	価格	数量			価格	数量	価格	数量	価格	数量		
	円/kg	kg	円/kg	kg	%	%			円/kg	kg	円/kg	kg	%	%		
平. 20	157	75	262	3	166	4	44		166	103	264	4	159	4	15	
21	158	72	224	4	142	6	85		206	85	321	4	155	5	29	
平. 21.	1	191	43	251	3	131	8	9	199	134	314	6	158	4	2	
2	199	56	270	4	136	7	10		-	-	-	-	-	-	-	
3	215	41	322	2	150	5	9		211	114	442	6	209	5	3	
4	133	90	205	4	154	5	9		244	67	449	5	184	7	3	
5	143	63	193	7	135	12	6		246	88	316	3	128	4	3	
6	130	77	185	3	142	4	6		210	104	341	3	162	3	3	
7	142	77	192	3	135	4	5		209	75	303	3	145	4	2	
8	141	92	196	6	140	7	6		177	69	279	4	158	6	3	
9	148	63	214	4	145	6	6		219	44	300	3	137	7	3	
10	169	72	224	3	133	4	10		153	194	442	2	288	1	4	
11	175	68	233	3	162	4	12		198	77	266	4	134	6	5	
12	193	63	264	5	137	7	10		245	89	314	6	129	7	3	
平. 22.	1	170	76	251	3	148	3	9	207	105	24	6	3	6	3	
2	164	61	241	3	147	5	12		150	141	38	3	4	3	4	
3	165	36	239	3	145	8	11		174	115	31	5	6	5	6	
対前年同月騰落(増減)率(%)																
平. 22.	1	△ 11	79	0	△ 20	17	△ 5	...	4	△ 22	△ 21	14	△ 38	2	...	
2	△ 18	8	△ 11	△ 19	11	△ 2	...		-	-	-	-	260	3	...	
3	△ 23	△ 11	△ 26	33	△ 5	3	...		△ 18	1	△ 28	6	△ 25	0	...	

年次・月別	統計表2の対前年同月騰落(増減)率のうち、比率以外の項目は、本年値(原数)を前年同月値(原数)で除して算出する。								統計表2の比率については、本年値(原数)から前年同月値(原数)を引いて算出する。							
	標準		有機		比率		(参考)並列 販売店舗数	店	標準		有機		比率		(参考)並列 販売店舗数	店
	価格	数量	価格	数量	価格	数量			価格	数量	価格	数量	価格	数量		
	円/kg	kg	円/kg	kg	%	%			円/kg	kg	円/kg	kg	%	%		
平. 20	485	21	781	0	161	1	3		700	53	1 196	2	171	4	16	
21	660	37	804	1	122	2	6		652	51	1 155	1	177	3	38	
平. 21.	1	-	-	-	-	-	-		590	90	1 206	1	204	1	2	
2	...	...	...	...	...	...	1		...	...	...	...	...	...	1	
3	-	-	-	-	-	-	-		730	29	1 134	1	155	5	3	
4	-	-	-	-	-	-	-		680	58	1 104	1	162	2	5	
5	647	72	718	0	111	1	2		508	69	1 200	1	236	1	4	
6	447	30	659	2	147	6	2		631	58	1 070	1	170	2	9	
7	-	-	-	-	-	-	-		799	44	1 147	4	144	9	3	
8	-	-	-	-	-	-	-		...	...	...	...	...	...	1	
9	-	-	-	-	-	-	-		812	24	1 404	1	173	3	2	
10	555	8	855	1	154	15	5		695	33	1 303	0	188	1	3	
11	627	27	609	1	97	3	2		553	65	1 417	1	256	2	2	
12	...	...	...	...	...	...	1		612	80	1 394	0	228	0	3	
平. 22.	1	638	6	732	1	115	11	2	618	54	1 156	1	187	2	3	
2	466	26	576	2	124	7	2		581	63	940	2	162	3	6	
3	518	46	801	1	155	2	4		592	56	1 080	1	182	2	8	
対前年同月騰落(増減)率(%)																
平. 22.	1	-	-	-	115	11	...		5	△ 40	△ 4	△ 10	△ 17	1	...	
2	...	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...	...	...	
3	-	-	-	-	155	2	...		△ 19	91	△ 5	△ 11	27	△ 3	...	

1 国産標準品、有機栽培品、特別栽培品及び輸入品の品目別価格、販売数量、店舗数

年次・月別		だいこん									キャベツ								
		国産標準品			有機栽培品			特別栽培品			国産標準品			有機栽培品			特別栽培品		
		価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数
		円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店
平. 20		164	77	1 204	262	3	44	303	13	33	168	93	1 203	264	4	15	171	7	47
	21	150	71	1 281	224	4	86	204	9	58	156	89	1 286	321	4	29	200	8	38
平. 21.	1	130	80	106	205	4	9	194	10	9	119	99	106	254	6	2	150	9	10
	2	114	100	105	193	7	6	213	19	6	113	112	105	237	5	3	198	8	6
	3	123	75	104	205	4	9	201	15	6	134	91	104	235	5	2	197	7	6
	4	154	61	110	251	3	9	194	10	9	183	99	110	314	6	2	220	10	4
	5	174	55	107	270	4	10	213	19	6	173	105	109	—	—	—	148	7	2
	6	159	48	104	322	2	9	201	15	6	140	74	106	442	6	3	161	9	2
	7	157	56	110	205	4	9	…	…	1	181	78	111	449	5	3	215	8	2
	8	164	60	110	193	7	6	277	3	3	204	86	109	316	3	3	…	…	1
	9	169	75	107	185	3	6	257	4	3	181	80	107	341	3	3	—	—	—
	10	175	86	110	200	4	6	251	1	2	162	81	112	303	3	2	225	6	3
	11	137	90	103	196	6	6	218	3	3	138	81	102	279	4	3	…	…	1
	12	137	72	105	214	4	6	224	7	6	143	78	105	300	3	3	…	…	1

注：1 価格は、調査店舗の価格の合計を調査店舗数で除した平均値、数量は、調査日1日において当該品目を扱った店舗1店当たりの取扱数量である。（以下同じ。）

2 店舗数の年計値は、各月の店舗数の合計である。（以下同じ。）

年次・月別		かぼちゃ									なす								
		国産標準品			特別栽培品			輸入品			国産標準品			有機栽培品			特別栽培品		
		価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数	価格	数量	店舗数
		円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店	円/kg	kg	店
平. 20 21		382	25	798	462	23	40	314	23	456	589	23	1 199	781	0	3	784	2	53
		402	22	918	437	12	37	292	24	446	582	22	1 277	804	1	6	761	2	59
平. 21.	1	424	14	47	711	8	2	279	27	69	638	14	104	…	…	1	1 100	1	5
	2	429	16	38	180	10	2	293	24	78	665	16	105	－	－	－	725	1	6
	3	468	15	41	…	…	1	281	26	76	585	19	104	－	－	－	635	2	5
	4	535	15	52	…	…	1	294	28	79	524	24	110	－	－	－	673	2	6
	5	585	14	60	－	－	－	297	22	72	509	26	109	…	…	1	603	2	6
	6	448	22	91	…	…	1	304	21	27	486	30	106	－	－	－	664	1	6
	7	386	31	104	662	10	4	290	19	3	567	31	110	－	－	－	834	2	4
	8	340	26	103	438	7	4	258	9	3	614	34	109	718	0	2	1 039	3	3
	9	320	26	100	312	16	4	230	32	3	575	27	107	659	2	2	673	4	6
	10	300	28	102	263	22	9	604	6	2	634	18	109	－	－	－	990	2	2
	11	384	17	95	580	5	4	279	19	8	556	15	102	－	－	－	749	2	5
	12	420	17	85	462	5	5	319	14	26	638	8	102	－	－	－	806	2	5

2 並列販売店舗における品目別価格、販売数量

(1) 国産標準品と有機栽培品

年次・月別	だいこん								キャベツ							
	標準		有機		比率		(参考)並列 販売店舗数	店	標準		有機		比率		(参考)並列 販売店舗数	店
	価格	数量	価格	数量	価格	数量			価格	数量	価格	数量	価格	数量		
	円/kg	kg	円/kg	kg	%	%			円/kg	kg	円/kg	kg	%	%		
平. 20 21	157	75	262	3	166	4	44		166	103	264	4	159	4	15	
	158	72	224	4	142	6	85		206	85	321	4	155	5	29	
平. 21. 1	142	126	206	4	145	3	6					6	133	6	2	
2	131	114	177	5	135	5	7					5	137	7	3	
3	127	53	200	5	158	9	6					5	135	5	2	
4	191	43	251	3	131	8	9		199	134	314	6	158	4	2	
5	199	56	270	4	136	7	10		-	-	-	-	-	-	-	
6	215	41	322	2	150	5	9		211	114	442	6	209	5	3	
7	133	90	205	4	154	5	9		244	67	449	5	184	7	3	
8	143	63	193	7	135	12	6		246	88	316	3	128	4	3	
9	130	77	185	3	142	4	6		210	104	341	3	162	3	3	
10	142	77	192	3	135	4	5		209	75	303	3	145	4	2	
11	141	92	196	6	140	7	6		177	69	279	4	158	6	3	
12	148	63	214	4	145	6	6		219	44	300	3	137	7	3	

年間値の店舗数が、月別の店舗数の合計と等しいか確認する。

注：1 並列販売店舗とは、同じ品目について国産標準品と有機栽培品、特別栽培品及び輸入品のいずれかを同時に販売している店舗をいう。

2 比率については、表示単位未満の数値（価格・数量）から算出しているため、掲載数値による算出と一致しないことがある。なお、比率の算出方法は以下のとおりである。

例) 有機栽培品の価格の比率＝有機栽培品の価格／国産標準品の価格×100

年次・月別	なす								トマト							
	標準		有機		比率		(参考)並列 販売店舗数	店	標準		有機		比率		(参考)並列 販売店舗数	店
	価格	数量	価格	数量	価格	数量			価格	数量	価格	数量	価格	数量		
	円/kg	kg	円/kg	kg	%	%			円/kg	kg	円/kg	kg	%	%		
平. 20 21	485	21	781	0	161	1	3		700	53	1 196	2	171	4	16	
	660	37	804	1	122	2	6		652	51	1 155	1	177	3	38	
平. 21. 1	...	...	...	...	...	...	1		689	38	1 041	0	151	1	2	
2	-	-	-	-	-	-	-		...	...	...	...	...	...	1	
3	-	-	-	-	-	-	-		615	39	976	2	159	5	5	
4	-	-	-	-	-	-	-		590	90	1 206	1	204	1	2	
5	...	...	...	...	...	...	1		...	...	...	...	...	...	1	
6	-	-	-	-	-	-	-		730	29	1 134	1	155	5	3	
7	-	-	-	-	-	-	-		680	58	1 104	1	162	2	5	
8	647	72	718	0	111	1	2		508	69	1 200	1	236	1	4	
9	447	30	659	2	147	6	2		631	58	1 070	1	170	2	9	
10	-	-	-	-	-	-	-		799	44	1 147	4	144	9	3	
11	-	-	-	-	-	-	-		...	...	...	...	...	...	1	
12	-	-	-	-	-	-	-		812	24	1 404	1	173	3	2	

3 品目別平均価格、価格差

品目別	国産標準品	有機栽培品	特別栽培品	輸入品	国産標準品との価格差		
					有機栽培品	特別栽培品	輸入品
	円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	円	円	円
だいこん	150	224	204	...	74	54	...
にんじん	291	536	468	297	245	177	6
ごぼう	720	1 113	1 027	...	393	307	△ 342
はくさい	174	...	141	...	...	△ 33	...
キャベツ	156	321	200	...	165	44	...
ほうれんそう	739	1 112	996	...	373	257	...
ねぎ	586	1 175	837	330	589	251	△ 256
ブロッコリー	599	...	...	437	...	...	△ 162
レタス	366	...	513	...	...	147	...
きゅうり	499	676	703	...	177	204	...
かぼちゃ	402	...	437	292	...	35	△ 110
なす	582	804	761	...	222	179	...
トマト	600	1 155	944	...	555	344	...
ミニトマト	1 041	1 378	1 397	837	337	356	△ 204
ピーマン	782	1 112	1 039	...	330	257	...
ばれいしょ	257	421	350	...	164	93	...
さといも	576	...	673	224	...	97	△ 352
たまねぎ	202	397	291	171	195	89	△ 31
にんにく	2 330	...	3 184	631	...	854	△ 1 699
しょうが	1 256	...	1 534	748	...	278	△ 508
生しいたけ	1 662	...	...	875	...	...	△ 787

品目別の平均価格が、統計表1の年間値と等しいか確認する。

4 並列販売店舗における輸入品に対する国産標準品の価格比別国産標準品販売数量割合別店舗数

単位：店舗

販売数量割合 価格比	販 売 数 量 割 合										
	計	10%未満	10～20	20～30	30～40	40～50	50～60	60～70	70～80	80～90	90～100
に ん じ ん											
計	11	-	2	3	2	1	2	-	-	1	-
4.0 以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3.0～4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.5～3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.0～2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.5～2.0	6	-	2	2	1	-	1	-	-	-	-
1.4～1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.3～1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.2～1.3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.1～1.2	3	-	-	-	1	1	-	-	-	1	-
1.0～1.1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
1.0 未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
こ ぼ う											
計	87	3	2	4	7	2	14	18	14	12	11
4.0 以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3.0～4.0	7	-	-	2	-	-	-	3	1	1	-
2.5～3.0	23	1	1	2	3	-	5	5	3	3	-
2.0～2.5	13	1	1	-	1	1	3	3	-	3	-
1.5～2.0	27	1	-	-	-	1	4	4	7	3	7
1.4～1.5	4	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
1.3～1.4	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1
1.2～1.3	3	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-
1.1～1.2	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
1.0～1.1	3	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-
1.0 未満	3	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1
ね ぎ											
計	71	1	4	6	5	10	13	11	10	5	6
4.0 以上	3	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-
3.0～4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.5～3.0	6	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-
2.0～2.5	20	-	1	2	-	5	4	2	1	2	3
1.5～2.0	18	-	1	-	1	2	4	4	4	1	1
1.4～1.5	8	-	-	2	1	1	-	2	2	-	-
1.3～1.4	5	-	-	-	-	-	1	1	-	2	1
1.2～1.3	2	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
1.1～1.2	3	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1
1.0～1.1	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
1.0 未満	4	-	2	-	-	-	1	-	1	-	-
ブ ロ ッ コ リ ー											
計	350	22	47	65	31	28	21	14	31	42	49
4.0 以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3.0～4.0	4	1	2	-	-	-	-	-	-	-	1
2.5～3.0	11	2	3	1	1	1	-	-	1	-	2
2.0～2.5	36	8	8	6	2	1	1	1	2	2	5
1.5～2.0	121	1	23	33	10	9	8	2	9	15	11
1.4～1.5	26	3	2	5	2	2	3	1	3	2	3
1.3～1.4	31	-	2	7	2	3	2	3	4	5	3
1.2～1.3	43	2	3	5	6	3	1	2	2	11	8
1.1～1.2	34	3	2	5	5	3	2	3	3	3	5
1.0～1.1	19	2	1	2	1	4	1	-	4	1	3
1.0 未満	25	-	1	1	2	2	3	2	3	3	8
か ぼ ち や											
計	126	27	27	20	7	17	11	10	-	5	2
4.0 以上	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
3.0～4.0	9	6	-	3	-	-	-	-	-	-	-
2.5～3.0	12	5	2	2	-	-	1	-	-	2	-
2.0～2.5	28	11	7	4	2	2	1	1	-	-	-
1.5～2.0	36	1	11	7	3	6	1	5	-	-	2
1.4～1.5	3	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-
1.3～1.4	12	1	3	2	1	3	2	-	-	-	-
1.2～1.3	9	1	-	-	1	4	2	1	-	-	-
1.1～1.2	5	1	-	1	-	-	1	-	-	2	-
1.0～1.1	6	-	1	1	-	2	1	-	-	1	-
1.0 未満	5	1	1	-	-	-	1	2	-	-	-

注：価格比は、並列販売店舗における国産標準品価格の輸入品価格に対する比率であり、販売数量割合は、並列販売店舗における国産標準品と輸入品の販売数量の合計に占める国産標準品販売数量の割合である。

5 並列販売店舗における輸入品の1kg当たり価格帯別にみた国産標準品の1kg当たり価格帯別店舗数

単位：店舗

国産標準品	国産標準品価格												
輸入品	計	100円未満	100～150	150～200	200～250	250～300	300～350	350～400	400～450	450～500	500～550	550～600	600円以上
に ん じ ん													
計	11	-	-	-	-	1	3	-	5	-	1	-	1
100 円 未 満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 ～ 150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
150 ～ 200	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
200 ～ 250	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
250 ～ 300	4	-	-	-	-	1	1	-	1	-	1	-	-
300 ～ 350	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
350 ～ 400	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
400 ～ 450	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
450 ～ 500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
500 ～ 550	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
550 ～ 600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
600 円 以 上	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
ね													
計	71	-	-	-	1	1	3	7	7	7	12	9	24
100 円 未 満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 ～ 150	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
150 ～ 200	3	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-
200 ～ 250	6	-	-	-	-	-	-	1	2	-	1	-	2
250 ～ 300	28	-	-	-	-	-	1	4	3	4	4	6	6
300 ～ 350	19	-	-	-	-	1	1	-	2	2	2	-	11
350 ～ 400	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
400 ～ 450	4	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	1
450 ～ 500	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
500 ～ 550	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	1
550 ～ 600	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
600 円 以 上	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
か ぼ ち や													
計	126	-	-	-	3	4	9	10	14	13	9	7	57
100 円 未 満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 ～ 150	4	-	-	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-
150 ～ 200	9	-	-	-	1	1	3	-	2	-	1	1	-
200 ～ 250	12	-	-	-	1	2	1	1	1	-	2	1	3
250 ～ 300	27	-	-	-	-	1	-	6	2	4	1	2	11
300 ～ 350	23	-	-	-	-	-	3	1	4	2	3	2	8
350 ～ 400	32	-	-	-	-	-	-	-	1	5	1	1	24
400 ～ 450	7	-	-	-	-	-	1	-	3	-	1	-	2
450 ～ 500	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2
500 ～ 550	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
550 ～ 600	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
600 円 以 上	7	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	5
さ と い も													
計	49	-	-	-	-	3	4	6	2	9	1	10	14
100 円 未 満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 ～ 150	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
150 ～ 200	14	-	-	-	-	-	2	3	2	3	-	2	2
200 ～ 250	20	-	-	-	-	1	2	2	-	3	1	1	10
250 ～ 300	12	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	6	2
300 ～ 350	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
350 ～ 400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
400 ～ 450	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
450 ～ 500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
500 ～ 550	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
550 ～ 600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
600 円 以 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
た ま ね ぎ													
計	42	1	10	12	7	8	4	-	-	-	-	-	-
100 円 未 満	2	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
100 ～ 150	14	-	4	4	4	1	1	-	-	-	-	-	-
150 ～ 200	16	1	5	3	2	4	1	-	-	-	-	-	-
200 ～ 250	8	-	1	3	-	3	1	-	-	-	-	-	-
250 ～ 300	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
300 ～ 350	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
350 ～ 400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
400 ～ 450	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
450 ～ 500	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
500 ～ 550	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
550 ～ 600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
600 円 以 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注：販売価格帯別店舗数は、並列販売店舗で販売された国産標準品及び輸入品について、それぞれ販売価格帯別に出現した店舗数であり、年間延べ数である。（以下同じ。）

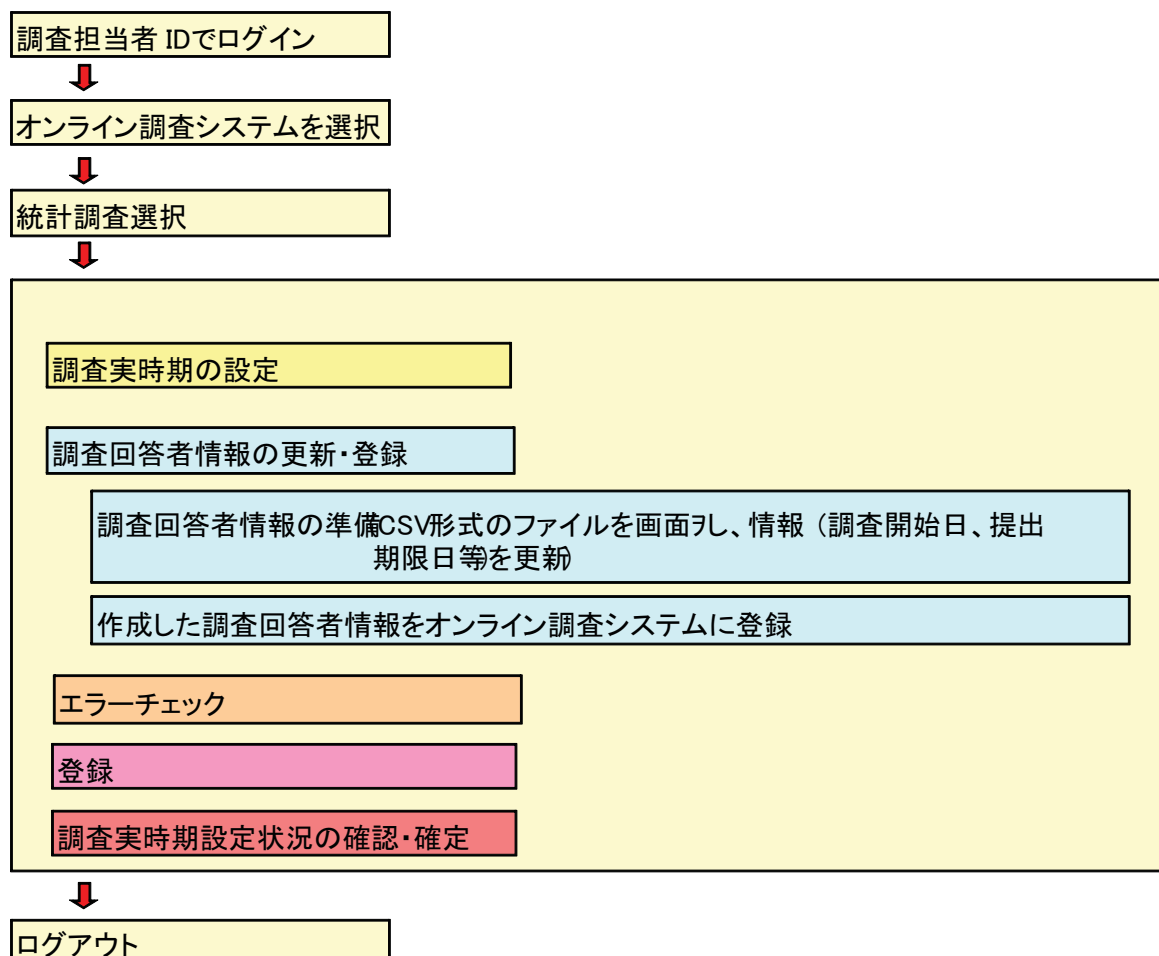
調査客体配付用品一覧表

番号	関係用品・作成物	原稿渡し (月)	発送時期	備考
1	調査のご協力をお願い	11	11～12月	積算:130(調査客体数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=142
2	生鮮食料品価格・販売動向調査票	11	11～12月	積算:130(調査客体数)×12(12か月分)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=1643
3	生鮮食料品価格・販売動向調査記入の仕方	11	11～12月	積算:130(調査客体数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=142
4	送付用封筒(調査関係用品を郵送する場合)	11	11～12月	積算:130(調査客体数)×1(年1回)×1.05+5(農林水産省提出分)=142
5	返信用封筒(調査票返信用)	11	11～12月	積算:130(調査客体数)×4(四半期に1回)×1.05+5(農林水産省提出分)=551
6	生鮮食料品価格・販売動向調査 オンライン調査システム操作ガイド	11	随時	オンライン調査を希望する調査客体に配付
7	オンライン調査用コード・ID	—	随時	オンライン調査を希望する調査客体に配付

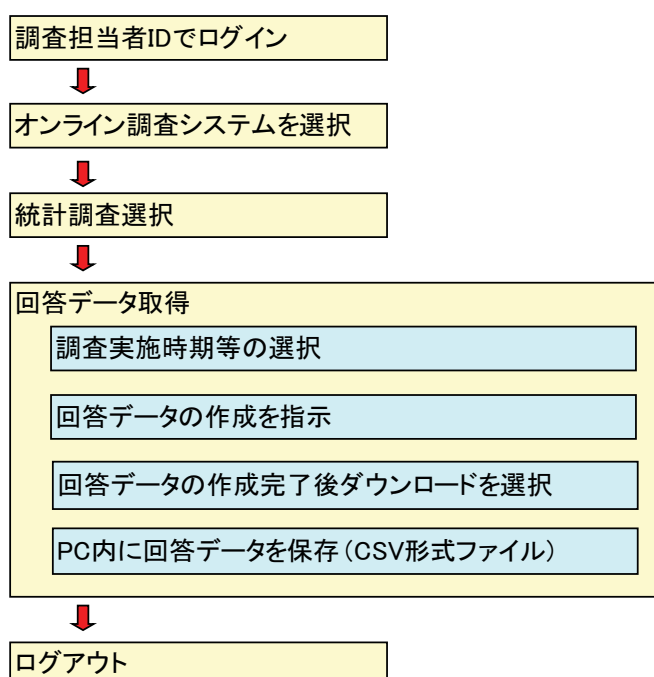
[illegible]

生鮮食料品価格・販売動向調査オンライン調査における回答者情報登録作業 及び調査客体からの回答データ取得作業の手順

1. 回答者情報登録作業



2. 回答データ取得作業



[illegible]

(秘)平成 年 生鮮食料品価格・販売動向調査 疑義照会状況

都市名		No.									
月 日	応対時刻	調査票の指標コード									
		調査区				事業所					
										回 答 内 容	備 考

平成22年3月17日
農 林 水 産 省
大臣官房統計部

民間競争入札実施事業
生鮮食料品価格・販売動向調査の実施状況について(平成21年調査分)

I 事業の概要

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を行い、以下の内容により平成21年及び22年調査の事業を実施している。

1 事業内容

生鮮食料品価格・販売動向調査における実査準備(調査客体の選定、調査関係用品の印刷)、調査票の配付・回収、督促、照会対応、審査(疑義照会)、集計、第1報結果表及び報告書統計表の作成に係る業務

2 契約期間

平成20年11月から23年2月末日までの2年4ヶ月間

3 受託者

株式会社 日本インヴェスティゲーション

II 確保すべき質の達成状況及び評価

平成21年調査(1月から12月分)における確保すべき質の達成状況及び評価は以下のとおり。

1 調査票の回収・督促

平成21年調査における年間平均回収率は80.3%であり、平成17年調査～平成19年調査の実績値の3ヶ年平均である年間目標値76%を4.3ポイント上回る結果となった。

これは、平成19年調査の82.6%、平成20年調査の80.7%に次ぐ高い回収率であった。

また、全ての月において、平成18年調査の実績値を基に定めた月別目標値70%を上回った。

督促率(回収数のうち督促により回収した率)は26.6%となり、平成20年調査に比べて12.9ポイント上回った。

これは、民間事業者へのヒアリングによると、民間事業者は、調査主体が民間事業に変わったことにより調査客体に意識の変化が生じたのではないかと推測している。

月別回収・督促状況

平成21年調査

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
調査客体数	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	1560
回収数	108	106	101	108	108	106	102	104	101	97	100	111	1252
督促なし	77	75	71	91	91	92	72	74	70	67	67	72	919
督促1回	26	26	26	10	9	9	17	17	18	14	17	23	212
督促2回	5	5	4	7	8	5	13	13	13	16	16	16	121
未回収数	22	24	29	22	22	24	28	26	29	33	30	19	308
回収率	83.1%	81.5%	77.7%	83.1%	83.1%	81.5%	78.5%	80.0%	77.7%	74.6%	76.9%	85.4%	80.3%
督促率	28.7%	29.2%	29.7%	15.7%	15.7%	13.2%	29.4%	28.8%	30.7%	30.9%	33.0%	35.1%	26.6%

平成20年調査

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
調査客体数	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	1560
回収数	110	109	109	107	106	106	102	104	104	102	101	99	1259
督促なし	87	89	85	97	96	94	97	97	89	88	87	80	1086
督促1回	15	12	13	5	5	6	4	4	8	8	8	9	97
督促2回	8	8	11	5	5	6	1	3	7	6	6	10	76
未回収数	20	21	21	23	24	24	28	26	26	28	29	31	301
回収率	84.6%	83.8%	83.8%	82.3%	81.5%	81.5%	78.5%	80.0%	80.0%	78.5%	77.7%	76.2%	80.7%
督促率	20.9%	18.3%	22.0%	9.3%	9.4%	11.3%	4.9%	6.7%	14.4%	13.7%	13.9%	19.2%	13.7%

注：報告期日後の回収等は、未回収扱いとした。

2 調査客体からの照会対応、調査票・第1報結果表等の審査、調査客体への照会

生鮮食料品価格・販売動向調査事務局の専用回線を設置し、調査客体からの問い合わせに対応した。

(1) 調査客体からの照会対応（問い合わせ・苦情への対応）

民間事業者は、講師となる責任者がテレマーケティング専門会社による研修を受講し、それを基に事前研修カリキュラムを作成し、事前研修を実施するとともに、想定問答と対応マニュアルを作成し、模擬訓練を実施し、実践的な研修が行われた。

月別問い合わせ・苦情対応状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
合計件数	2	2	3	2	0	0	0	0	0	2	1	3	15
調査内容	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	6
苦情等	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
その他	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	6

調査内容：調査票の記入の仕方について

苦情等：返信用封筒のサイズが小さい

疑義照会が多すぎる等

その他：閉店になるため、協力できない等

(2) 調査票の審査、調査客体への照会（疑義照会状況）

回収された調査票は、OCRを利用した自動判読システムで電子化を試みたが、誤認識等が多かったことから、手入力により電子化を行った。

審査においては、農林水産省が示す審査事項一覧表に基づき調査票データの妥当性等の審査を行い、疑義照会を行うこととしていた。

しかしながら、生鮮食料品の流通実態に関する知識不足及び報告期日の遵守のため、1～9月調査分については、無記入及び判読できない数値などについてのみ疑義照会を行い、調査票の審査が十分に行われぬまま、農林水産省に報告された。

そのため、その期間におけるすべての調査票については、農林水産省が実質的な審査を行う必要が生じた。その結果、民間事業者は農林水産省から多くの疑義照会を受け、調査客体に疑義照会を行うこととなった。これは、農林水産本省が最終審査を行い地方統計組への疑義照会を行った平成20年と単純比較はできないものの、報告値の修正回数が、従来、国が行っていた場合に比べ、約1.7倍と増加した。

農林水産省は、民間事業者に対し、その都度、改善するよう指示したものの、1～9月調査においては社内体制の不備により対応されず、10～12月調査分からは、本業務専属の部署を設け専任者の配置を行ったことから審査体制が整備され、報告値の修正回数は減少した。

この点について民間事業者へヒアリングを行ったところ、回収率を最優先に考えたこと、また、審査等受託内容について社内での共有がなされていなかったこと等が理由として挙げられた。

また、民間事業者からは、本調査の審査にあたっては生鮮食料品の流通実態の知見が不可欠であること、調査客体との良好な関係を保つようにすることなどが重要である等の意見があった。

月別疑義照会件数

平成21年調査

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
合計件数	125	125	131	153	123	114	122	113	61	84	70	61	1282
月別の価格騰落率	62	68	59	50	48	42	66	63	28	38	45	33	602
並列販売品の価格比	41	39	47	49	46	45	43	41	21	21	10	5	408
他店舗間の価格比	5	8	5	34	18	14	5	5	4	17	4	8	127
その他	17	10	20	20	11	13	8	4	8	8	11	15	145
報告値の修正回数	49	59	47	85	70	61	99	87	51	22	30	21	681
民間事業者による照会件数	5	3	10	9	2	4	5	2	5	55	38	40	178
農林水産省による照会件数	120	122	121	144	121	110	117	111	56	29	32	21	1104

(参考)

平成20年調査

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
合計件数	37	65	43	70	65	60	70	68	68	57	86	52	741
月別の価格 騰落率	17	39	22	42	43	34	28	26	29	20	44	17	361
並列販売品 の価格比	2	7	3	11	11	13	21	18	20	6	6	10	128
他店舗間の 価格比	17	17	16	16	9	12	21	24	19	31	36	25	243
その他	1	2	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	9
報告値の修正 回数	28	51	30	38	35	30	29	41	40	22	39	28	411

注：農林水産省による地方統計組織に対する疑義照会件数

(3) 第1報結果表の作成、報告書統計表作成

民間事業者は、データベース集計プログラムを用いて、完成された調査票データを効率的に集計し、第1報結果表及び報告書統計表の作成における効率化を図った。

3 評価

民間事業者は、独自の工夫として、調査票の回収及び督促業務の質を高めるため、回収状況をパソコンにデータベース化して、督促リストの作成や督促スケジュールなどの管理を行い、督促漏れの無いようにした。

また、調査客体の希望によっては、FAX、電子メール等による回収にも対応し、回収率の向上を図った。

この結果、回収率については、業務遂行に当たり確保されるべき質として定めた平成17年～平成19年調査の実績値の3カ年平均である年間目標値76%を4.3ポイント上回る80.3%の結果となり、平成19年調査の82.6%、平成20年調査の80.7%に次ぐ高い回収率であった。

また、全ての月において、平成18年調査の実績値を基に定めた月別目標値70%を上回ったことは、評価する。

しかしながら、調査開始後1月調査分から9月調査分までの調査票について、社内での連絡・審査体制の不備、生鮮食料品の流通実態について専門的知見が不十分であったこと等から統計精度の維持に不可欠な調査票の審査が行われずに報告されたことは問題である。

Ⅲ 実施経費の状況及び評価

1 実施経費

本業務に要した経費（税込）は、下表のとおり（実施経費は概算）。

(単位:円)

費目	21年調査業務年間計	
	見積経費	実施経費
1, 人件費	2717000	3268000
うち社員	1260000	2260000
うち非常勤	1457000	1008000
2, 事業関係費	4613000	3921630
①調査関係用品の印刷費	160000	162855
②調査関係用品の郵送費	70000	74220
③管理費	873000	1056555
④謝礼金	3510000	2628000
合計	7330000	7189630

なお、業務初年度における見積経費と実施経費の主な差異については以下のとおり。

【人件費】

生鮮食料品の流通実態についての知識不足、また調査客体への疑義照会作業についての経験不足及び人員等の実施体制が不十分であったため、作業時間が増加したこと及び年途中での代替調査客体の選定作業が生じたこともあり、見積経費に比べ実施経費が増加した。

【事業関係費】

① 印刷費

調査関連用品の印刷については、再委託をした。

再見積りにより印刷単価は見積金額より低く抑えられたものの、印刷ロットの関係で農林水産省から示された部数を上回る印刷数となり増加した。

② 郵送費

代替選定を行った8客体に新たに調査関係用品の送付を行ったことや調査期間中の調査関係用品の紛失による再送付が19客体あったことから、郵送費は見積経費を上回った。

③ 管理費

当初、予定していた電話回線が諸事情により使用不可となり新たに電話回線を引いたことや、人員体制の改善により増員し、それらの者に当初予定の無かった事前の各種研修等を行ったことから増加した。

④ 謝礼金

調査開始当初、年間回収率100%を目標としていたが、結果として、年間回収率が80.3%となったことや受領辞退客体数が多かったことから、見積経費より減少した。

2 評価

今回の事業において、初年度については、民間事業者の実施経費が契約金額（見積

経費)を下回った。

費目別に見ると、人件費については、調査客体への疑義照会時の労力の増加等により見積金額を上回った。

事業関係費については、事業専用の電話回線の新設したこと及び想定していなかった業務従事者の研修を行ったことによる経費が増加したものの、謝礼金の大幅な減少から、見積額を下回った。

IV 事業の実施状況

1 実施体制

以下のとおりである。

客体選定、確認・協力依頼	18人日
調査関係用品の印刷・配付(封入)	3人日
調査客体からの照会対応	常時、2名を配置
調査対象日、提出期限の確認、調査票の回収・督促	69人日
調査票の審査、調査客体への照会	92人日
集計、第1報結果表作成・審査	40人日
報告書統計表作成	6人日
調査客体への謝礼支給	3人日
(再委託)以下の業務については再委託も実施	
調査関係用品の印刷	

2 実査準備

(1) 調査客体の選定、調査客体への確認・協力依頼

調査客体の選定、調査客体への確認・協力依頼については、農林水産省より貸与された平成20年調査客体リストに記載された調査客体に対して電話で継続意向の確認を行った結果、117客体から翌年の調査への協力が得られた。

翌年の調査への協力が得られなかった場合は、電話によりPOSシステム導入の有無、並列販売の有無など諸条件を確認した上で、協力依頼を行い、13客体を代替選定し、平成20年12月20日に農林水産省へ21年調査客体リストの報告を行った。

また、第3四半期調査までの結果、回収率が著しく低い調査客体については代替選定の必要があると判断したこと及び閉店で調査不可能な店舗が発生したことから、速やかに8客体を代替選定した。

調査客体の選定業務の実施状況は以下のとおり。

- ・平成20年12月1日～12月19日(平成20年調査客体の継続意向確認及び代替選定)
- 平成21年11月9日～11月13日(年途中の代替選定)
- ・合計 延べ18人日
 - うち社員 12人日
 - 非常勤職員 6人日

(2) 調査関係用品の印刷等

印刷原稿について農林水産省の確認後、11月28日に印刷を行い印刷終了後の12月15日に農林水産省へ全調査関係用品5セットを納品した。

印刷部数については、以下のとおり。

印刷ロットの関係で農林水産省から示された部数を上回る印刷部数となった。

関係用品印刷物	農林水産省が基数として提示した印刷部数	実印刷部数
調査ご協力のお願い	$130(\text{調査店舗数}) \times 1.05(\text{予備}) + 5(\text{農林水産省提出分}) = 142$	200
生鮮食料品価格・販売動向調査票	$130(\text{調査店舗数}) \times 12(\text{12ヶ月分}) \times 1.05(\text{予備}) + 5(\text{農林水産省提出分}) = 1643$	2000
生鮮食料品価格・販売動向調査記入の仕方	$130(\text{調査店舗数}) \times 1.05(\text{予備}) + 5(\text{農林水産省提出分}) = 142$	150
送付用封筒	$130(\text{調査店舗数}) \times 1(\text{年1回}) \times 1.05(\text{予備}) + 5(\text{農林水産省提出分}) = 142$	200
返信用封筒	$130(\text{調査店舗数}) \times 4(\text{四半期に1回}) \times 1.05(\text{予備}) + 5(\text{農林水産省提出分}) = 551$	600

3 実査

(1) 調査関係用品の配付

調査関係用品の発送については、平成20年12月16日から平成21年1月8日に協力を得られることとなった130調査客体に対し、平成20年12月16日から平成21年1月8日の間に、随時、郵送で配付を行った。

また、年途中で代替選定を行った8客体に対しては、11月末日に全調査関係用品を郵送で配付を行った。

- 平成20年12月1日～平成21年1月8日

- 合計 延べ3人日

 - うち社員 1人日

 - 非常勤職員 2人日

(2) 調査客体からの照会対応

調査客体からの照会対応については、専用回線を設置し、常時、人員を駐在させ、調査客体からの問い合わせに対応した。

照会対応について創意工夫した点としては、照会のあった内容は、データベース化してそれ以降の応対の参考資料とすることで照会対応の効率の向上を図った。調査客体からの照会対応業務の実施状況は以下のとおり。

- 平成20年12月1日～平成21年12月29日

- 土日・祝日を除く午前9時～午後6時

(上記、期間及び時間帯は、常時、2名を配置し対応)

(3) 調査対象日・提出期限の確認、調査票の回収・督促

回収方法は、基本的には郵送により行った。

督促方法は、調査客体への電話により行った。

調査対象日の確認は、毎月、調査対象週の月曜日に2名を配置して実施した。

提出期限の確認は、四半期に一度、回収日の2週間前に2名を配置して実施した。

創意工夫した点としては、調査客体の希望によっては、FAX、電子メールによる回収にも対応した(平成21年12月調査時、郵送108客体、FAX7客体、電子メール

15客体)。

また、回収状況をパソコンにデータベース化して、督促リストの作成や督促スケジュールなどの管理を行い、督促漏れの無いようにした。

調査票の回収・督促業務の実施状況は以下のとおり。

- ・第1四半期 平成21年3月31日～4月16日
- ・第2四半期 平成21年6月30日～7月17日
- ・第3四半期 平成21年9月30日～10月19日
- ・第4四半期 平成21年12月28日～平成22年1月15日
- ・合計 延べ69人日
 - うち社員 21人日
 - 調査員 48人日

4 調査票の審査、調査客体への照会

疑義内容を簡潔にまとめたメモを作成し、FAXで調査客体へ送信した。

メモを送信後、調査客体へ電話連絡を行い、メモに基づき聞き取りを行った。

調査票の審査業務、調査客体への照会業務の実施状況は以下のとおり。

- ・第1四半期 平成21年4月1日～4月20日
- ・第2四半期 平成21年7月1日～7月21日
- ・第3四半期 平成21年10月1日～10月20日
- ・第4四半期 平成22年1月4日～1月20日
- ・合計 延べ92人日
 - うち社員 42人日
 - 非常勤職員 50人日

5 集計、第1報結果表の作成

集計、第1報結果表の作成については、集計表に入力し自動的に加算・集計する方法で行った。

集計結果の審査については、責任者の管理の下、二人一組で審査基準に基づいて行った。

集計、第1報結果表の作成・審査業務の実施状況は以下のとおり。

- ・第1四半期 平成21年4月20日～4月24日
- ・第2四半期 平成21年7月21日～7月24日
- ・第3四半期 平成21年10月20日～10月26日
- ・第4四半期 平成22年1月21日～1月25日
- ・合計 延べ40人日
 - うち社員 20人日
 - 非常勤職員 20人日

6 報告書統計表作成

報告書統計表作成については、「5 集計、第1報結果表の作成」と同様に行った。
報告書統計表作成業務の実施状況は以下のとおり。

- ・平成22年2月1日～2月15日
- ・合計 延べ6人日
 - うち社員 6人日
 - 非常勤職員 0人日

7 調査客体への謝礼支給

調査客体への謝礼の支給については、1年間の調査終了後、調査客体へ電話により謝金の振込先口座の確認を行い、口座振り込みにより行った。

調査客体への謝礼支給業務の実施状況は以下のとおり。

- ・平成22年2月1日～2月28日
- ・合計 延べ3人日
 - うち社員 3人日
 - 非常勤職員 0人日

調査客体への謝礼支給の状況は以下のとおり。

支払い方法	客体数	支払金額
口座振り込み	1171	2634750
受領辞退	131	0

8 調査客体への対応状況

平成21年10月末現在の生鮮食料品価格・販売動向調査における全ての調査客体に対して、民間事業者の対応状況について把握を行った。

(1) 実施状況

①事務局からの調査協力依頼状況、②事務局への問い合わせ等の対応状況、③事務局からの督促対応状況、④事務局からの疑義照会等対応状況、⑤その他について、アンケートを実施（平成21年12月9日発送、平成22年1月8日締切）した。

送付数	回答数	回収率	有効回答数	有効回収率
130	66	50.8%	65	50.0%

(2) アンケートの集計結果

①調査協力依頼状況

時間帯・応対・態度については、批判的な回答はなかった。

協力依頼の説明内容については、「どちらかというとわかりづらい」との回答が3調査客体からあった。

②問い合わせ等の対応状況

電話がつながるまでの時間が、「どちらかといえば待たされた」との回答が1調査客体からあった。

③督促対応状況

督促電話の時間帯は、「不都合があった」との回答が1調査客体からあったほか、応対・態度が、「どちらかという悪い」との回答が8調査客体、「調査票の記入を軽視する発言があった」とする回答が1調査客体からあった等の不適切な対応もみられた。

④疑義照会等対応状況

応対・態度が、「どちらかという悪い」との回答が3調査客体からあったほか、内容照会の説明が「どちらかといえばわかりづらい」との回答が1調査客体からあった。

アンケートの中で見受けられる批判的な回答は、農産物の流通実態等の認識不足などの専門的知見の不足が招いたものと思われる。

【事務局からの調査協力依頼状況】

(1) 調査の協力依頼の状況についてお尋ねします。

ア 事務局からの協力依頼の時間帯はいかがでしたか。

		1	2	3	4
		特に問題ない	就業時間外で 不都合があった	就業時間内で 不都合があった	わからない
回答数	33	33	0	0	0
構成比	100%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

イ 事務局の協力依頼の応対・態度はいかがでしたか。

		1	2	3	4
		良い	どちらかといえば 良い	どちらかといえば 悪い	悪い
回答数	35	18	17	0	0
構成比	100%	51.4%	48.6%	0.0%	0.0%

3又は4を選択された方は、具体的にご記入をお願いします。

(主に出された意見)

なし

ウ 事務局からの協力依頼の説明内容は、いかがでしたか。

		1	2	3	4
		わかりやすい	どちらかといえば わかりやすい	どちらかといえば わかりづらい	わかりづらい
回答数	48	21	24	3	0
構成比	100%	43.8%	50.0%	6.3%	0.0%

3又は4を選択された方は、具体的にご記入をお願いします。

(主に出された意見)

説明者が調査の趣旨や目的を理解していないように感じた。

(2) 調査の協力依頼は、どのような方法がよいですか。

		1	2	3
		訪問	電話	郵送
回答数	56	19	17	20
構成比	100%	33.9%	30.4%	35.7%

(3) 事務局の調査の協力依頼について、お気づきの点がありましたらご自由にご記入をお願いします。

(主に出された意見)

協力依頼の際、年間スケジュールも示してほしい
メールでの協力依頼をお願いしたい
お願いをするという姿勢が感じられなかった
わかりやすい説明であった

【事務局への問い合わせ等の対応状況】

(1) 問い合わせ等の状況についてお尋ねします。

ア 事務局へ問い合わせ等を行われましたか。

		1	2
		した	しなかった
回答数	61	16	45
構成比	100%	26.2%	73.8%

2 を選択された方は、「3 事務局の調査客体へ督促した際の対応状況」へ進んでください。

イ 事務局には、どのようなことで問い合わせ等を行われましたか。

(該当するものは全てお書きください。)

		1	2	3
		調査の内容について	苦情	その他
回答数	13	7	0	6
構成比	100%	53.8%	0.0%	46.2%

問い合わせをされた方は、内容について具体的にご記入をお願いします。

(主に出された意見)

調査票の不足による追加要請
記入方法と提出期限について
照会の際の方法について
返信用封筒のサイズについて
集計結果の内容について

(2) 事務局へ電話で問い合わせ等された際、電話がつながるまでの時間は、いかがでしたか。

(電話がつながるまでの時間とは、話し中も含め事務局が電話に出るまでの時間を言います。)

		1	2	3	4
		すぐつながった	どちらかといえば すぐつながった	どちらかといえば待た された	待たされた
回答数	13	7	5	1	0
構成比	100%	53.8%	38.5%	7.7%	0.0%

(3) 事務局の対応・態度はいかがでしたか。

		1	2	3	4
		良い	どちらかといえば 良い	どちらかといえば 悪い	悪い
回答数	13	9	4	0	0
構成比	100%	69.2%	30.8%	0.0%	0.0%

3 又は 4 を選択された方は、具体例のご記入をお願いします。

(主に出された意見)

なし

(4) 事務局からの問い合わせ等に対する説明内容は、いかがでしたか。

		1	2	3	4
		わかりやすい	どちらかといえば わかりやすい	どちらかといえば わかりづらい	わかりづらい
回答数	13	3	10	0	0
構成比	100%	23.1%	76.9%	0.0%	0.0%

3 又は 4 を選択された方は、具体例のご記入をお願いします。

(主に出された意見)

なし

(5) 事務局からの問い合わせ等に対する回答までの時間は、いかがでしたか。

		1	2	3	4	5
		短かった	どちらかといえば 短かった	どちらかといえば 長かった	長かった	その場での回答が なかった
回答数	13	8	5	0	0	0
構成比	100%	61.5%	38.5%	0.0%	0.0%	0.0%

(6) 問い合わせ等の対応について、事務局にお気づきの点がありましたらご自由にご記入をお願いします。

(主に出された意見)

同一の担当者で対応してもらいたい

【事務局からの督促対応状況】

(1) 督促対応状況についてお尋ねします。

ア 事務局から調査票の提出に対する督促がありましたか。

		1	2
		あった	なかった
回答数	64	47	17
構成比	100%	73.4%	26.6%

2 を選択された方は、「4 事務局から調査客体へ内容照会をした際の対応状況」へ進んでください。

イ 事務局から督促の電話を受けた時間帯は、いかがでしたか。

		1	2	3	4
		特に問題ない	就業時間外で 不都合があった	就業時間内で 不都合があった	わからない
回答数	47	45	1	0	1
構成比	100%	95.7%	2.1%	0.0%	2.1%

(2) 事務局の対応・態度は、いかがでしたか。

		1	2	3	4
		良い	どちらかといえば 良い	どちらかといえば 悪い	悪い
回答数	47	23	16	8	0
構成比	100%	48.9%	34.0%	17.0%	0.0%

3 又は 4 を選択された方は、具体例のご記入をお願いします。

(主に出された意見)

電話をしてくる際、略称ではなく正式名称を名乗ってもらいたい

(3) 事務局の説明の中で、調査票の記入を軽視するような発言はありませんでしたか。

		1	2	3	4
		なかった	記入しなくてよい といわれた	記入できるところだけ でよいといわれた	その他
回答数	47	46	0	1	0
構成比	100%	97.9%	0.0%	2.1%	0.0%

4 を選択された方は、具体例のご記入をお願いします。

(主に出された意見)

なし

(4) 事務局からの督促に対する説明時間は、いかがでしたか。

		1	2	3	4
		短かった	どちらかといえば 短かった	どちらかといえば 長かった	長かった
回答数	42	28	13	1	0
構成比	100%	66.7%	31.0%	2.4%	0.0%

(5) 事務局の督促の対応について、お気づきの点がありましたらご自由にご記入をお願いします。

(主に出された意見)

ノルマをこなしているような対応であった

同一の担当者に対応してもらいたい

電話でなくメールで督促をおこなえばよいのではないか

【事務局からの疑義照会等対応状況】

(1) 内容照会等の状況についてお尋ねします。

ア 事務局から調査票の内容照会等がありましたか。

		1	2
		あった	なかった
回答数	59	41	18
構成比	100%	69.5%	30.5%

2を選択された方は、「5 その他」へ進んでください。

イ 事務局から内容照会等を受けた時間帯は、いかがでしたか。

		1	2	3	4
		特に問題ない	就業時間外で 不都合があった	就業時間内で 不都合があった	わからない
回答数	41	40	0	0	1
構成比	100%	97.6%	0.0%	0.0%	2.4%

(2) 事務局の対応・態度は、いかがでしたか。

		1	2	3	4
		良い	どちらかといえば 良い	どちらかといえば 悪い	悪い
回答数	41	22	16	3	0
構成比	100%	53.7%	39.0%	7.3%	0.0%

3又は4を選択された方は、具体例のご記入をお願いします。

(主に出された意見)

照会内容が事務局の認識不足によるもので説明しても理解しない

(3) 事務局からの調査票の内容照会の説明は、いかがでしたか。

		1	2	3	4
		わかりやすい	どちらかといえば わかりやすい	どちらかといえば わかりづらい	わかりづらい
回答数	40	18	19	1	2
構成比	100%	45.0%	47.5%	2.5%	5.0%

3又は4を選択された方は、具体例のご記入をお願いします。

(主に出された意見)

説明したことが理解されない

照会する内容をよく確認をしてもらいたい

(4) 事務局からの調査票の内容照会の説明時間は、いかがでしたか。

		1	2	3	4
		短かった	どちらかといえば 短かった	どちらかといえば 長かった	長かった
回答数	41	20	20	1	0
構成比	100%	48.8%	48.8%	2.4%	0.0%

(5) 事務局の内容照会等の対応について、お気づきの点がありましたらご自由にご記入をお願いします。

(主に出された意見)

農産物の流通現場の実態に疎すぎる

【その他】

(主に出された意見)

電話の対応は感じがよい

電話でなくメールでやり取りを行いたい

協力していることを忘れないでもらいたい